

諸外国における多様な主体による  
地域の課題解決等に向けた  
国土政策及び地域振興等分析調査

国別報告書〔スウェーデン〕

平成 26 年 3 月

国土交通省 国土政策局

## 目 次

### スウェーデンの国土・地域政策、空間計画事情

1. 国土の概要	1
(1) 自然的・地理的・社会的特性	1
(2) 経済的特性	1
(3) 行政システム	2
2. 国土・地域政策上の課題	8
(1) 国土・地域政策の経緯	8
(2) 都市・地域整備課題	12
(3) 社会資本整備	14
(4) 持続可能な国土管理	18
(5) 国境を越えて広域化した空間政策課題	20
3. 計画体系	23
(1) 全計画体系	23
(2) 国と自治体の計画調整システム	25
4. 国土・地域政策に関わる現状の取組	26
(1) 国土政策関係法令・文章	26
(2) 地域政策関連文書・プロジェクト	28
(3) リージョンレベルの行政制度改革	34
(4) 地域計画の事例	35
(5) 国土政策関連図	37
5. 地域別主要データ	40

## スウェーデンの国土・地域政策事情

### 1. 国土の概要

#### (1) 自然的・地理的・社会的特性

国名	スウェーデン王国													
国土の概要														
自然的・地理的・社会的特性	国土面積 <sup>1</sup>	約 45 万 km <sup>2</sup> (日本の約 1.2 倍)												
	土地利用 <sup>2</sup>	耕地 5.8%、永年耕作地 0.02%、その他 94.18% (2011 年)												
	人口 <sup>1</sup>	約 956 万人												
	人口密度*	21 人/km <sup>2</sup>												
	都市人口比率 (%) <sup>3</sup>	65.7 (1950), 69.3 (1955), 72.5 (1960), 77.1 (1965), 81.0 (1970), 82.7 (1975), 83.1 (1980), 83.1 (1985), 83.1 (1990), 83.8 (1995), 84.0 (2000), 84.3 (2005), 85.1 (2010)												
	民族 <sup>2</sup>	先住民：スウェーデン人、及び少数民族としてのフィンランド人とサーミ人 外国生まれもしくは移民第一世代：フィンランド人、ユーゴスラビア人、デンマーク人、ノルウェー人、ギリシャ人、トルコ人												
	言語 <sup>1</sup>	スウェーデン語												
	宗教 <sup>1</sup>	福音ルーテル派が多数												
国の略史 <sup>1</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>略史</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1100 年代</td> <td>王国として統一始まる</td> </tr> <tr> <td>1630~1648 年</td> <td>ドイツ 30 年戦争に介入、ウェストファリア条約で大国の地位確保</td> </tr> <tr> <td>1814 年</td> <td>ナポレオン戦争後、キール平和条約締結。以降非同盟・中立政策。</td> </tr> <tr> <td>1946 年</td> <td>国連加盟</td> </tr> <tr> <td>1995 年</td> <td>欧州連合 (EU) に加盟。</td> </tr> </tbody> </table>		年月	略史	1100 年代	王国として統一始まる	1630~1648 年	ドイツ 30 年戦争に介入、ウェストファリア条約で大国の地位確保	1814 年	ナポレオン戦争後、キール平和条約締結。以降非同盟・中立政策。	1946 年	国連加盟	1995 年	欧州連合 (EU) に加盟。
年月	略史													
1100 年代	王国として統一始まる													
1630~1648 年	ドイツ 30 年戦争に介入、ウェストファリア条約で大国の地位確保													
1814 年	ナポレオン戦争後、キール平和条約締結。以降非同盟・中立政策。													
1946 年	国連加盟													
1995 年	欧州連合 (EU) に加盟。													

#### (2) 経済的特性

経済的特性	主要産業 <sup>1</sup>	機械工業 (含：自動車)、化学工業、林業、IT
	GDP <sup>1</sup>	5,262 億ドル (2012 年、IMF)
	一人当たり GDP <sup>1</sup>	55,158 ドル (2012 年、IMF)
	産業別就業人口比率 (%) <sup>2</sup>	第一次 1.1、第二次 28.2、第三次 70.7% (2008 推計)
	産業別 GDP 比率 (%) <sup>4</sup>	第一次 1 (2006)、2 (2007)、2 (2008)、2 (2009)、2 (2010) 第二次 28 (2006)、28 (2007)、27 (2008)、24 (2009)、26 (2010) 第三次 70 (2006)、70 (2007)、71 (2008)、74 (2009)、72 (2010)
	経済成長率 (%) <sup>1</sup>	1.2% (2012 年、IMF)
	物価上昇率 (%) <sup>1</sup>	0.9% (2012 年、IMF)
	失業率 (%) <sup>1</sup>	7.9% (2012 年、IMF)

(3) 行政システム

行政システム	政体 <sup>1</sup>	立憲君主制
	元首 <sup>1</sup>	カール 16 世グスタフ国王 (1973 年 9 月即位)
	国会 <sup>1</sup>	一院制 (349 議席 任期 4 年)
	政府 <sup>1</sup>	中道右派連合 4 党連立政権 (2006 年 10 月成立、2010 年 10 月再任) (1) 首相 フレーデリック・ラインフェルト (穏健党党首) (2) 外相 カール・ビルト (穏健党)
	政党 <sup>2</sup>	国会 (リクスダーゲン Riksdagen) 議員選挙 (2010 年 9 月 19 日) 社会民主労働党 (得票率 30.7%、議席数 112)、穏健党 (30.1%、107)、緑の党 (7.3%、25)、自由党 (7.1%、24)、中央党 (6.6%、23)、民主党 (5.7%、20)、キリスト教民主党 (5.6%、19)、左翼党 (5.6%、19)、その他 (1.3%) ※次期選挙 2014 年 9 月
国家行政組織および国土政策担当組織	■政府及び各省 <sup>5</sup>	
	組織名	国土・地域政策に関連する所掌業務
	首相府 Prime Minister's Office	・スウェーデン政府事務所における危機管理
	文化省 Ministry of Culture	
	国防省 Ministry of Defence	・防災
	教育・研究省 Ministry of Education and Research	
	雇用省 Ministry of Employment	
	* 企業・エネルギー・通信交通省 Ministry of Enterprise, Energy and Communications	・運輸・交通・情報インフラ ・地域政策 (地域成長プログラム、EU プログラム (Interreg、Urban、Leader+、ESDP) 等) ※外庁として、スウェーデン経済・地域成長庁 (Swedish Agency for Economic and Regional Growth) を傘下に持つ
	**環境省 Ministry of the Environment	・環境政策 (土地・水資源、自然・農村景観、都市環境等を含む) ・水域、海洋
	財務省 Ministry of Finance	
	外務省 Ministry for Foreign Affairs	・国際的な経済・開発協力 (バルチック地域、東欧地域諸国を含む 33 重点国、バレンツ地域 (欧州の北極海沿岸) が対象)
	* 保健・社会省 Ministry of Health and Social Affairs	・フィジカル・プランニング、建設 ※外庁として、スウェーデン住宅・建設・計画庁 (Swedish National Board of Housing, Building and Planning) を傘下に持つ
	法務省 Ministry of Justice	
	**農務省 Ministry for Rural Affairs	・農村開発 (北部スウェーデンの農業施策を含む) ・サーミ (少数民族) 施策
行政管理事務所 Office for Administrative Affairs		
スウェーデン国欧州連合常設代表部 Permanent Representation of Sweden to the European Union		
政府事務所 Government Offices		
* 主要な国土・地域政策担当組織 (企業・エネルギー・通信交通省、保健・社会省)		
**その他国土・地域政策関係組織 (環境省、農務省)		

■企業・エネルギー・通信交通省の組織構成等<sup>6,7,8</sup>

- ・職員数：約 300 名（政治任用約 20 名を含む）
- ・大臣：企業大臣、インフラ大臣、情報技術・エネルギー大臣の 3 名
- ・組織構成： 6 事務局（Secretariats）と 7 局（Divisions）で構成される。地域成長局、交通局等が国土・地域政策に関係。



- ・企業・エネルギー・通信交通省が立案する国の地域開発（地域成長）戦略の実行機関であり、EU の地域政策に関するスウェーデン政府の担当窓口（managing agency）の役割も担うスウェーデン経済・地域成長庁（Swedish Agency for Economic and Regional Growth）を含め、外庁（Authorities）や国営企業（Public Enterprises）等、22 の機関を傘下に持つ。

**Authorities**

Energy Markets Inspectorate  
 Geological Survey of Sweden, incl. the Mining Inspectorate of Sweden  
 Oil Crisis Council  
 Research and Innovation for Sustainable Growth  
 Swedish Agency for Economic and Regional Growth  
 Swedish Agency for Growth Policy Analysis  
 Swedish Companies Registration Office  
 Swedish Competition Authority  
 Swedish Energy Agency  
 Swedish National Electrical Safety Board  
 Swedish National Road and Transport Research Institute  
 Swedish Patent and Registration office  
 Swedish Patent Attorneys Board

Swedish Post and Telecom Agency (PTS)  
 Swedish Transport Administration  
 Swedish Transport Agency  
 Transport Analysis

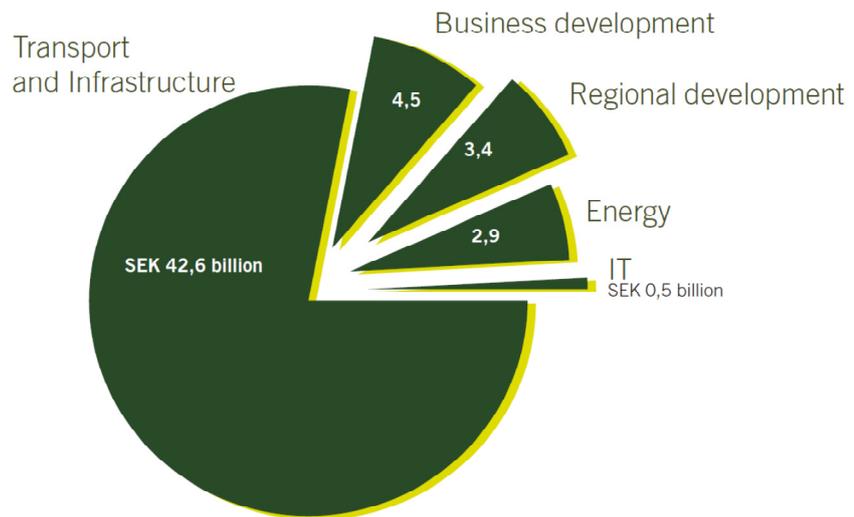
**Public Enterprises**

LFV Group  
 Swedish Maritime Administration  
 Swedish National Grid  
 Swedish State Railways

**Court**

Court of Patent Appeals

- ・2012 年の省予算 539 億スウェーデンクローナ（SEK）の用途は、79%が「交通・インフラ」、8%が「地域開発」（下図）



■スウェーデン経済・地域成長庁の組織と役割<sup>8</sup>

- ・成長庁は40年前からある。使命は産業、地域を発展させること。政府から指令を受けてプログラムを遂行することもあるし、自ら作ったプログラムを実行することもある。すなわち、自らの意志で業務をすることが可能。
- ・成長庁は、①欧州プログラム（EUの資金とスウェーデンのカウンターファイナンスを合わせてプログラムを運用）、②国際担当、③起業・ビジネス開発（ビジネス発展のプログラム、小企業にとっての煩雑な手続きの簡略化等、政府が予算案で力を入れた分野。観光、医療介護サービスなどの特別プログラムを実施）、④企業への投資（既に創業した企業に資金提供、アドバイスを実施）、⑤開発と地域の発展、⑥コミュニケーション（様々な機関、地域との協力・調整）、⑦組織管理——の各部門で組織構成。
- ・成長庁の役割は、全国全域で、①企業（ビジネス）の発展、②企業にとっての手続きの簡略化、③成長に関する取り組みの統合、④地域の発展の促進、⑤欧州構造基金の管理——を図ること。
  - ・成長庁の活動は、①地域開発を含む国家プログラム、②社会的・空間的プランニング（経済開発とフィジカルプランニングとのコンビネーションを図る）、③国家及び地域の諸機関との協力、④モニタリング・評価——の4分野。

■保健・社会省の組織構成等<sup>9</sup>

- ・社会省の部局には、公衆衛生・保健、家族・社会サービス、社会保険、行政、計画・建設・住宅、雇用者政策、の6つがある。また、省全体の官房にあたる部分に、広報担当部門と市民対応（調整・支援）部門、EU・国際調整部門がある。法務部門は独立している。
- ・以前は住宅問題の所管が環境省と一部財務省であったが、2010年に社会省に移された。
- ・計画・建設・住宅部門は、住宅市場、社会計画、建設計画、国土地理に関する業務、県・国の不動産管理、公共調達などを担当している。

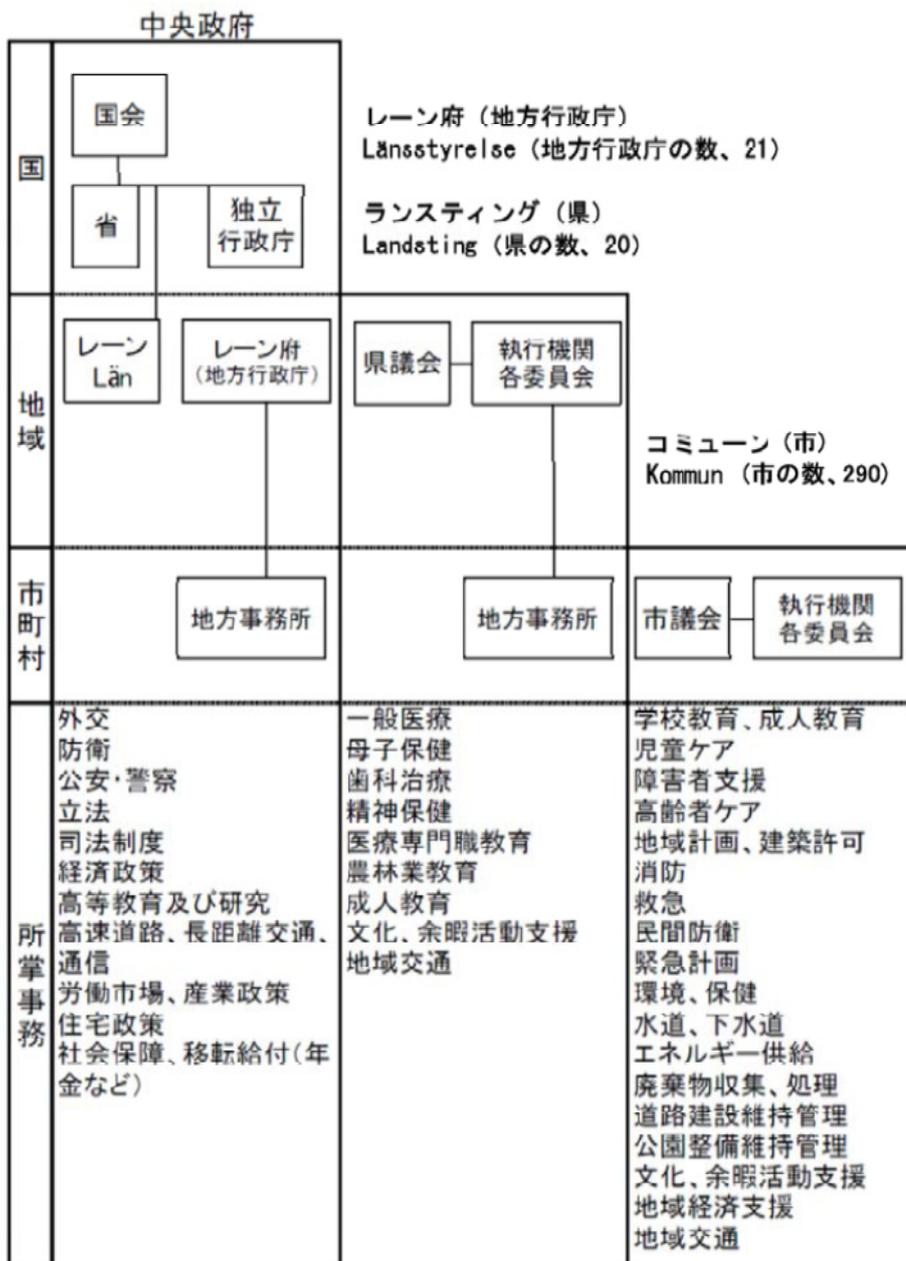
■住宅・建設・計画庁の組織と役割<sup>10</sup>

- ・住宅・建設・計画庁の職員は230人。建築、社会計画、都市計画、国土地理、文化、住宅等様々な部門の専門家で構成されている。
- ・住宅・建設・計画庁の業務には、庁独自に考えて進める業務と、政府から細かく指令されるものの双方がある。政府からは、毎年、業務の指令が出る。
- ・住宅・建設・計画庁の使命は、①フィジカルプランニング、②建設関連法規の立案、③住宅市場の監視——が3本柱。
- ・フィジカルプランニングについては、①計画・建設法(Planning and Building Act: PBL)の遵守、②将来への発展に向けてのトレンド把握と適合性の評価、③グッドブラックテ

	<p>イスを示し導入の方策を示すこと——の3点から市と地域（複数の市の集合体）の計画策定を監督している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建設関連では、建築物の安全性、利用者の健康等、全てに関する建築法規（規制）をつくる。PBLの施行法の中で、この庁が住宅に関する規則をつくることが出来ると位置付けられている。</li><li>・この庁が出来た1980年代末には、住宅問題に関して大きな予算を動かしていた。しかし、1990年代半ばから流れが変わり、この庁が全ての住宅問題を扱うことがなくなった。今は住宅市場について予測することのみが主要任務であるが、一部、小さな住宅の援助、融資の信用保証（対象は企業、個人双方）の業務は残っている。</li><li>・主な主務官庁は保健・社会省だが、フィジカルプランに経済成長の部分が入っているので、企業・エネルギー・通信交通省等他の省からの資金も受け取っている。</li></ul>
--	--

地方制度<sup>11)</sup>  
12, 13

中央政府・ランスタング（県）・コミュニティ（市）の所掌事務



(注)・全国のランスタング数は21であり、ランスタングの数もこれに一致するが、ランスタングの数は1つ少ない。これは、バルト海の島々で構成されるゴットランド地域は、コミュニティの大きさがランスタングに一致しているためランスタングが置かれず、コミュニティがランスタングの業務を所掌しているためである。

・今日、スウェーデン、ヴェストラ・ヨーランド、ハランド、ゴットランドには、地域政府として、「ランスタング」代替する新たな広域自治体である「レジオン」(region)が置かれている(ゴットランドにおいては、2011年、市がレジオン・ゴットランドと名称変更)。レジオンには、ランスタングと異なる権限が認められているが、法律上はレジオンとランスタングの区別が設けられていない。このため、ランスタングの数はレジオンも含めてカウントされる。

内政<sup>1</sup>

2010年9月の前回総選挙では、与党中道右派連合（穏健党、自由党、中央党、キリスト教民主党）が2008年以降の経済危機に適切に対応した実績を背景に、野党連合（社民党、環境党、左翼党）を上回り政権を維持した。ただし、与党連合の議席数が過半数に至らなかったこと、移民規制強化を唱えるスウェーデン民主党が初めて国会に議席を獲得したことから、安定した政権運営が課題となっている。

外交基本方針 <sup>1</sup>	EU	1995年のEU加盟後、現在ではEUをスウェーデン外交における最も重要なツールと位置付け活発なEU外交を展開している。2009年後半にはEU議長国を努め、経済・金融問題や気候変動問題への対応を最重要課題としてこれらに積極的に取り組むとともに、リスボン条約発効に伴うEUの新たな体制への移行を円滑に進めた。
	軍事非同盟政策	<p>(ア) 19世紀のナポレオン戦争以来、戦争に参加せず、「軍事非同盟」を外交政策として設定している(NATO非加盟)。</p> <p>(イ) 軍事非同盟政策を維持しつつ、欧州安全保障協力機構(OSCE)、NATOの平和のためのパートナーシップ(PfP)、EUの欧州安全保障防衛政策(ESDP)を通じて、欧州の新たな安全保障秩序構築に向けた動きに参画。</p> <p>(ウ) 2009年の国防法案により、「連帯宣言(declaration of solidarity)」を議決し、EU加盟国との連携を推進。</p>
	国連との協力、地域協力等	<p>(ア) 国連との協力を重視。特に、PKO活動に積極的に参加しており、軍縮、人権、環境問題等にも貢献。</p> <p>(イ) 北欧・バルト地域における民主主義、安全保障、開発のための協力、北欧理事会、バルト海沿岸諸国評議会等の枠組みを通じた協力を推進している。</p> <p>(ウ) スウェーデンの2010年度におけるODA実績は45億3千万ドル(世界第10位)で、対GNI比は0.97%(世界第3位)であった。現政権においては2007年以降、援助対象国を限定するとともに援助の成果を議会に報告するなどして成果重視の援助に努めている。</p>

## 2. 国土・地域政策上の課題

### (1) 国土・地域政策の経緯

#### 国土・地域政策上の課題

国  
土・  
地域  
政策  
の経  
緯

地域開発政  
策の変遷<sup>12</sup>  
<sup>14</sup>

・1980年代までの地域開発政策の目的の変遷をみると（下表）、地域開発の主要テーマは、条件不利地域である北部地域のインフラ整備（50年代）や、衰退産業支援による雇用確保（60年代）、公共セクターの拡大による雇用創出と政府機関の分散立地（70年代）、政府機関と大学の分散立地による人口現状地域の支援（80年代）などであったことがわかる。これらに共通するのは、過疎地域や衰退地域への再分配を通じて地域間格差の縮小を目指す考え方である。また、政策はインフラ政策、産業政策、労働政策などセクター別に構成されていた。

表 スウェーデンの地域政策の変遷

	経済の状況	力点	政策ツール
1950's	南部の工業地域での労働力不足、北部での労働力余剰	バランスある拡大のための産業立地政策	工場移転のための情報提供・誘導、インフラ整備
1960's	急速な都市化、建設ブーム	生産性の高い産業への労働力移転	北部地域への立地、研究開発支援、繊維・造船産業支援
1970's	女性の労働参加、産業構造の変化	人口再配分のための政策	公共部門の拡大 政府機関の分散立地
1980's	大都市の住宅不足、北部地域での空家の増加	大学・教育機関の分散配置	人材開発への投資、北部地域の雇用創出のための減税

・これに対し、90年代以降の地域開発政策のパラダイムは従来とは大きく異なるものとなった。このパラダイムの転換の背景には、スウェーデンにおける①90年代前半の経済危機（高負担型の社会システムから脱却するとともに、安定した経済成長に向け、衰退地域のみでなく全国あらゆる地域での取組むことを求めた）、②産業構造の変化（重工業依存から脱却し、生産性の高い産業に労働力を転換することを求めた）、③1995年のEU加盟（EUの地域開発政策との関連で、国家を超えた枠組みの中で国内の地域開発政策の目標やツールを位置づけ、各地域がそれぞれの特性を生かして競争しながらヨーロッパ全体の経済成長につながる取組を行うことを求めた）——があった。

・後進地域の開発による格差是正から、すべての地域の競争力を高めることにより国全体として持続的な成長を成し遂げるという方向に転換した、新たな地域開発政策のパラダイム（＝他のOECD諸国と同様のもの）は、90年代後半から急速に具体的政策ビジョンやツールに反映された。2001年の地域政策に関する法律(The government bill on regional policy, Prop. 2001/02:4)は、地域政策の施策対象を従来のハンディキャップ地域からスウェーデン全体に拡大するよう求めた。さらに2008年の地域成長政策に関する法律(Budgetpropositionen for 2008)では、全ての地域でその規模や特色の違いを生かしたダイナミックな成長を促進すべきことをうたった。なお、地域政策の名称は、2007年秋より、“Regional Development Policy”（地域開発政策）から“Regional Growth Policy”（地域成長政策）に変わり、新政策においては起業家精神と地域の競争力に重点を置くことが強調されている。

フィジカル プランニング／空間計 画 (physical /spatial planning) の変遷 <sup>9, 15,</sup>	1847	スウェーデン初の建築規制導入
	1947	初の建設法 (Building Act) 制定 ・「平和な社会の建設」を求める第二次世界大戦後の社会風潮が時代背景 ・市 (コミュン) が初めて行政区域全域を対象に都市基本計画 (general plan) を定めることができるようになり、新規建設地の指導に効果があった。
	1950 ～ 1970 年代	国家フィジカルプラン (national physical planning) への政府の関心があ った ・「強固な社会」の建設が目指された時期にあったこと、1960年代の好 景気と構造転換が背景
	1987	計画・建設法 (Planning and Building Act) の制定 ・計画制度の近代化が必要とされていたことが制定の背景 ・この法の制定により、国家フィジカルプランを求める動きは終焉 ・この法の制定と同年に、自然資源法 (The Natural Resources Act) が 制定された。両法のセットで、環境と計画の問題への対応の連携を強化 するのが目的。
	1990 年代～	EU的発想に到達するための地域政策の転換の時代 ・EU加盟 (1995) と欧州空間開発展望 (ESDP) の作成関与の過程で、 従来の国内全地域の均衡発展志向に替わり、発展のエンジン・玄関とし て中核都市群の強化に重点を置く考え方が求められるようになった (社 会民主党の長期支配下で、社会福祉の理想に立脚したスウェーデンの地 域政策の伝統と、EU的な見方の相違)。 ・1998年に地域成長協定 (Regional Growth Agreement) <sup>(注1)</sup> を導入 ・地方分権化と‘地域レベルの発見’の試みのひとつとして、地域 (レジ オン) 実験プロジェクト (regional pilot projects) が1990年代に導入 され、地域 (レジオン) 政策が、国の空間開発方針 (national spatial development policy) の主な特徴となった。 ・この間、ESDPは、担当省が複数回変わった。主たる問題は、スウェー デンの空間開発の考え方に、ESDPの目標や政策的選択肢をどう適応さ せるかにあった。例えば、多極型の発展や農村・都市間パートナーシ ップといった重要な問題についてスウェーデンとEUの考え方に違いがあ り、EUの考え方を市・地域・国家レベルで適用する基盤をどう確立する かがスウェーデンの課題だった。 ・2001年、国のESDPグループは、政策立案にEU流の考え方を取り入れ る見地から、総合的な国家開発方針 (comprehensive national development policy) を定める必要性・可能性について提言した <sup>(注2)</sup> 。 それを受けた転換は、主に、①国境空間への着目、②地域のアクター達 のエンパワーメント (カづけ)、③地域 (レジオン) の創出 (creation of regions) ——の3つの面で見られた。 ・スウェーデンは、特に空間計画 (spatial planning) の分野において、 欧州の潮流にハイレベルの適合を達成した。

計画・建設法の改正

- ・1987年に制定された計画・建設法には、1990年代に様々な改正が加えられたが、それらは主に環境問題に関するもの。
- ・2011年に新しい計画・建設法ができ、それは主に、手続きの簡略化と、住宅建設についての2点を改正したもの。それは、この法の管轄が、環境省から保健・社会省に移ったことと無関係ではない。たさし、あくまで政策の基本になっているのは、1987年法である。

(注1) EU 政策に影響された、地域・市政府と中央政府の協調関係・パートナーシップによる地域開発への取り組み。中央政府は、21 ある全ての地域 (レーン) での地域単位の政策プログラム作成を指示した。これは、地域レベルの各政策分野の連携を強化し政策効果を高めるとともに、このプログラムと EU の構造基金プログラムが一体的に扱われることを企図していた。この取り組みは、①地域開発政策の対象を、条件不利地域から全地域に拡大した、②政策分野別でなく地域別のツールを導入した、③EU の構造基金の受け入れ態勢を構築した——等の点で、スウェーデンにおいて画期的であった。 <sup>11, 12</sup>

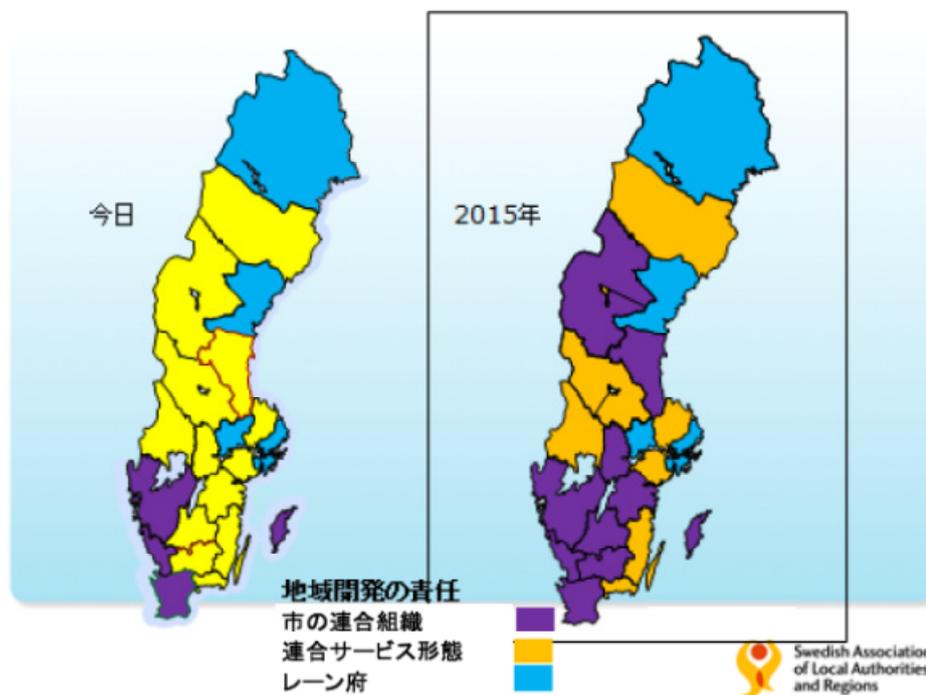
(注2) 国家レベルにおける公式の空間計画策定 (spatial planning) の取り組みは弱い。計画・建設法によれば、国家計画 (national plan) の策定は義務付けられていない。しかしながら、場 (area) や国家に重要な問題について言及した国家レベルの方針文書は存在する。これらは指針を示す。 <sup>16</sup>

レーン再編  
と「レジオ  
ン実験」<sup>13</sup>

14

- ・90年代半ば、スウェーデンのトップダウン型の地域開発政策は大きな課題に直面した。それは、EU 構造基金の支援を受けるためには、地域単位でプログラムをつくる必要があるが、スウェーデンには地域主導、かつ地域独自のコンテキストで政策を実施する体制が整っていなかった。レーン府（地方行政庁）は、国の出先機関である点で、地域の意向（民意）を反映する役割を担う組織ではなく、一方でランスタング（広域自治体、県）が地域政策に果たす役割は限定的だった（ランスタング予算の 8 割以上は健康医療分野に当てられ、地域開発関連予算はわずか 3%）。このため、体制の整備が急務となった。
- ・1995 年、国の広域地方調査会は、①レーン府の役割は広域地方レベルの国家機関としてのものに純化すべき、②地域開発の責任は住民に直接選出される議会を有するランスタングに移管すべき——と提案した。さらに 1996 年の法案は、地域開発政策権限のランスタングへの移譲は、経済成長をサポートし、競争力の高い地域づくりを行う基礎的方策の一つと位置づけた。これらをきっかけに、権限移譲の動きが具体的に始まった。
- ・1997 年 1 月、スウェーデン南部の 2 つのレーン、西部の 3 つのレーンが、それぞれスコネレーン、ヴェストラヨータランドレーンに再編された。レーン府などの組織も 5 つから 2 つとなった。またマルメ、ヨーテボリの 2 大都市コミューンもランスタングに属することとなった。
- ・一方、1996 年の法律を受け、1997 年、広域レベルの事務分担と行政組織の新たな枠組みに関する「実験」が開始された。これは、従来、レーン府が有していた、地域開発、インフラ整備計画、地域文化組織運営の権限の移譲を前提に、①直接住民選挙で選出される議会が意思決定すべきであり、既存のランスタングをベースとした地域自治組織（レジオン）に権限を移譲する、②地域レベルの自治はコミューンの共同努力に基づくべきであり、コミューン、ランスタングの双方から間接選挙により選ばれた代表による新たな自治組織（地域連合）に権限を移譲する——のいずれが望ましいか、を検討するものだった。実験対象には 4 つのレーンが選定され、①スコネ（新設）とヴェストラヨータランド（同）には「レジオン」方式、②カルマルには「地域連合」方式、③ゴットランド（＝もともと例外的にランスタングが存在しなかった地域）にはコミューンに直接権限移譲する方式——が割り当てられた。「実験」は、2002 年に「地域連合」方式、2009 年に「レジオン」方式に恒久的な位置づけを与え、2009 年に終了した。
- ・「レジオン実験」終了後も広域政府再編の動きは続いた。国会の公共部門の責任に関する委員会が挙げた①「レジオン」方式の広い適用、②ランスタング（県）の合併——の方針を受け、2008 年以降、複数のランスタング議会が、レーン府の合併とレーン府からの権限移譲を申請した。また、政府は 2009 年、地域自治組織と政府の出先機関の役割・相互関係を長期的にどう整理するか検討する審議会を立ち上げた。
- ・2013 年 11 月現在、21 あるスウェーデンの地域（レーン）のうち「レジオン」方式が 4、「地域連合」方式が 13、残りの 4 つは従来通りレーン府が権限を有するものとなっている。しかし、2015 年には、6 つの地域で、「地域連合」方式から「レジオン」方式に展開する可能性がある。なお、当面はレーン数が 21 のままであるが、統合の意向を示している地域があり（南部 4 県）、2018 年以降は減少する可能性がある。

図 地域開発政策の主体



資料: Swedish Association of Local Administration and Regions (スウェーデン語 PPT を和訳)

(2) 都市・地域整備課題

都市整備課題	スウェーデンの都市開発政策 <sup>9, 17</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデンの都市開発政策は、雇用、教育、安全、持続可能性、成長に焦点を当てている。いくつかの都市では、地区の住民が、失業、長期の社会福祉手当への依存、不安感、体調不良のために疎外（exclusion）を経験している。このため、中央政府は疎外と戦うべく、とりわけ関係する市（コミューン）と協働し、一層効果的な方法を開発し、公的資金を一層有効に活用する必要がある。個人及び関係する複数の都市地区にとってのポジティブな発展を確保するため、開発事業は、地元（local）を重視するとともに、コミューンと地域（region）の脈絡の中で実行されなければならない。一般に、都市開発政策に関わる問題は、コミュニティ・プランニング、フィジカル・プランニング、持続可能な都市開発との強い関連性を持っている。</li> <li>今日（2013年現在）、ストックホルムを含む大都市で非常に住宅が不足しており、土地利用規制の緩和、開発手続きの簡素化等を通じ、供給促進につなげることが政策課題となっている。</li> </ul>
	大都市政策（地域開発協定 LDA） <sup>12</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデンの大都市政策は、都市部の貧困地区の住民（主に移民）を労働市場に取り込むことが政策の中心である。1998年に導入した地域開発協定（LDA: Local Development Agreement）は、中央政府が直接貧困地区（24住宅区）のあるコミューン（もしくは行政区）とそれぞれ協定を結ぶことにより、労働市場の改善や社会的隔離の根絶（主に移民の融合）を目指した全体的な目的から物事に対処することとしており、各省にまたがる政策や様々な政策手法（言語教育、技能訓練、犯罪防止など）を用意している（法務省主管）。各 LDA は毎年更新し、進捗状況の報告によるとその実績は良好である。LDA は移民の融合という狭い分野での政策ではあるが、単一政策から複合的な政策への転換であり、貧困地域が就職の機会に恵まれ経済が活性化することにより地域全体として競争力が高まることを期待している。</li> </ul>
地域開発課題	地域の成長・経済格差の状況 <sup>18</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデンにおける「成長」と「公平」の目標の組み合わせは、強い地域的作用を見せている。「成長」に関しては、三大都市地域（ストックホルム、ヴェストラヨータランド（中心都市ヨーテボリ）、スコーネ（コペンハーゲンとオレスン橋で接続）が、2005年時点で全国人口の51%、全国の算出の57%を占めるとともに、1995～2005年の間の全国の生産量の伸びの70%に貢献した。同時に、「公平」に関し、スウェーデンにおける一人当たり GDP の地域間格差は、包括的な福祉制度と野心的な財政平準化システムにより、OECD 諸国中で最も低いレベルを継続している。しかし、人口の高齢化の進展と今日の世界経済危機のプレッシャーは、より費用対効果の高い公共サービスの提供と、地域の成長可能性の最大活用に向けたより強い努力を求めている。近年、スウェーデンは、すべての地域における開発のチャンスの拡大に政策の重点を移した。そして、強力なボトムアップアプローチを用いつつ、緩やかな「地域化」プロセス（＝地域に権限移譲し、地域での意思決定を促すプロセス）を導入している。しかし、課題は残っている。特に、知識（＝複雑な地域開発プログラムを地域レベルで管理するためのスキル）の全国的な普及と都市・農村連携が課題である。ローカルニーズに適合しうる、より良い取り組みを行うためには、クリティカルマス（注：ある商品やサービスの普及率が一気に跳ね上がるための分岐点となる普及率）を達成し、協調を改善するための一層の努力が大切である。</li> <li>多くの OECD 諸国同様、スウェーデンの地域政策の重点は、最も貧しい地域を助ける所得再分配から、最も先進的な地域を含む全ての地域の経済パフォーマンスと成長見通しを高めることに移行してきた。政策目標におけるこのパラダイムシフトは、まだ政策手段に完全に反映されているわけではない。しかし、これは、スウェーデンが社会契約の中核である公平目標を捨て、代わりに競争力目標を選択したことを意味するものではない。スウェーデンにおける地域開発の重要課題は、地域の</li> </ul>

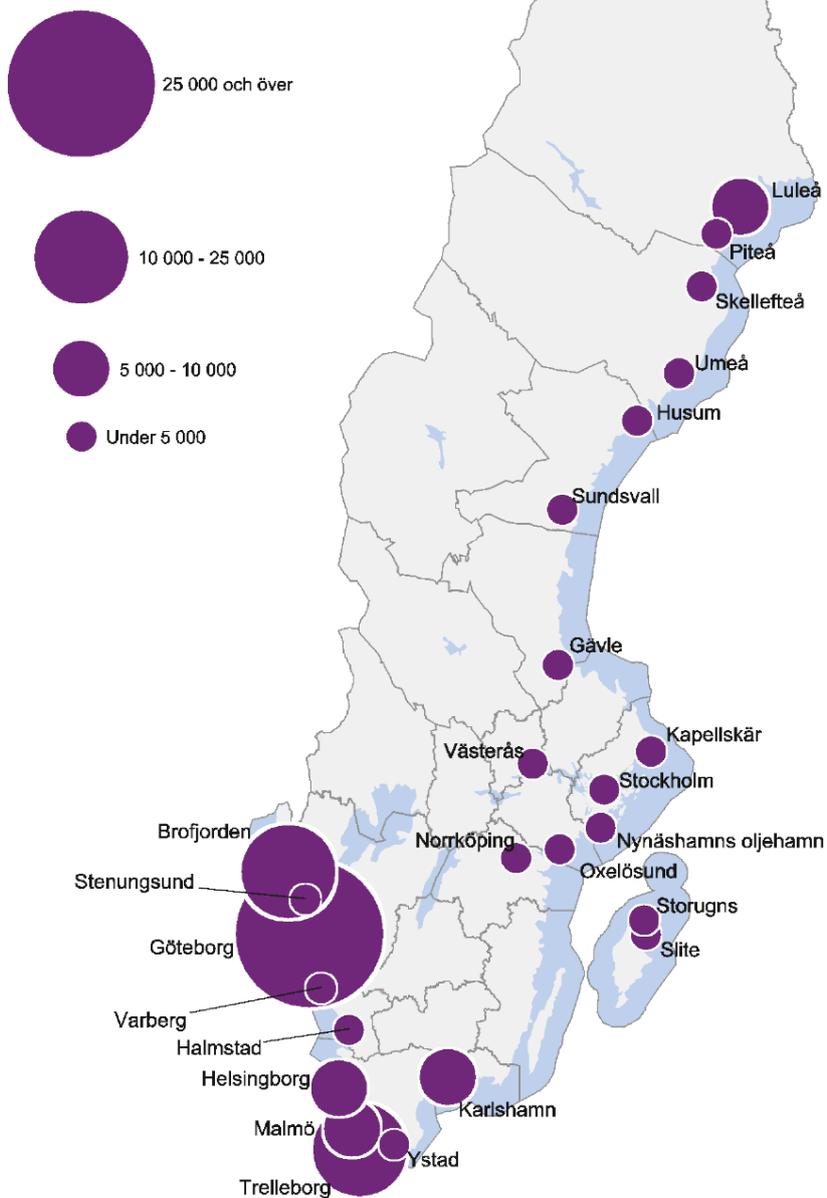
		<p>アクター達が、例えば技術革新とグリーン成長の機会に焦点を当てるなど、その地域の競争優位性に立脚した成長戦略を策定するための戦略的余地を高めながら、国土の均衡を長期的に持続可能にすることである。世界的危機や人口高齢化といった外的・構造的な制約は、このような双子の目的を、困難だがやりがいのあるものとしている。</p>
--	--	--

(3) 社会資本整備

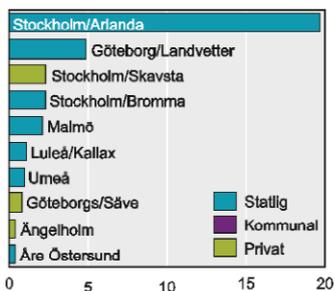
社会資本整備	道路 <sup>19,20</sup>	<p>・道路網は、公道（国道、市道）と私道で構成されている。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>国道</td> <td>98,500km (37のフェリールートを含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道のうち未舗装19,300km（その66%は森林地帯の県に所在）</li> <li>・国道の分類：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州自動車道路 6,500km</li> <li>その他の国道 8,900km</li> <li>主要県道 11,000km</li> <li>その他の県道 72,100km</li> </ul> </li> <li>・国道の種別：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路 1,920km</li> <li>自動車専用道 410km</li> <li>4車線道路 200km</li> <li>一般道 95,930km</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市道・街路</td> <td>41,600 km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府補助金付私道</td> <td>74,500km</td> <td></td> </tr> </table>	国道	98,500km (37のフェリールートを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道のうち未舗装19,300km（その66%は森林地帯の県に所在）</li> <li>・国道の分類：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州自動車道路 6,500km</li> <li>その他の国道 8,900km</li> <li>主要県道 11,000km</li> <li>その他の県道 72,100km</li> </ul> </li> <li>・国道の種別：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路 1,920km</li> <li>自動車専用道 410km</li> <li>4車線道路 200km</li> <li>一般道 95,930km</li> </ul> </li> </ul>	市道・街路	41,600 km		政府補助金付私道	74,500km	
国道	98,500km (37のフェリールートを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道のうち未舗装19,300km（その66%は森林地帯の県に所在）</li> <li>・国道の分類：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州自動車道路 6,500km</li> <li>その他の国道 8,900km</li> <li>主要県道 11,000km</li> <li>その他の県道 72,100km</li> </ul> </li> <li>・国道の種別：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路 1,920km</li> <li>自動車専用道 410km</li> <li>4車線道路 200km</li> <li>一般道 95,930km</li> </ul> </li> </ul>								
市道・街路	41,600 km									
政府補助金付私道	74,500km									
<p>図 道路ネットワーク</p>										
 <p>The map displays the road network across Sweden, with major cities labeled: Kiruna, Luleå, Skellefteå, Umeå, Östersund, Sundsvall, Mora, Malung, Falun, Gävle, Uppsala, Västerås, Stockholm, Örebro, Karlstad, Göteborg, Jönköping, Växjö, Halmstad, Kalmar, Helsingborg, and Malmö. Road numbers are indicated by blue boxes with white text: E10, E45, E12, E4, E14, E16, E18, E20, E22, E45, E6, E65, and E4.</p>										

図 取り扱い貨物量でみたスウェーデンの大規模港 (2012年、千トン)

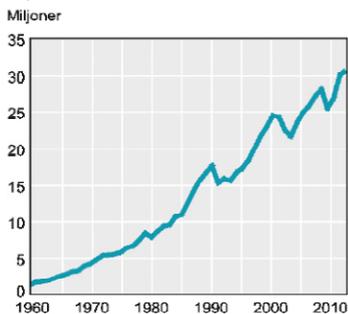
Godsmängd för de största svenska hamnarna efter hanterad godsmängd, 2012. Kvantitet i 1 000-tal ton



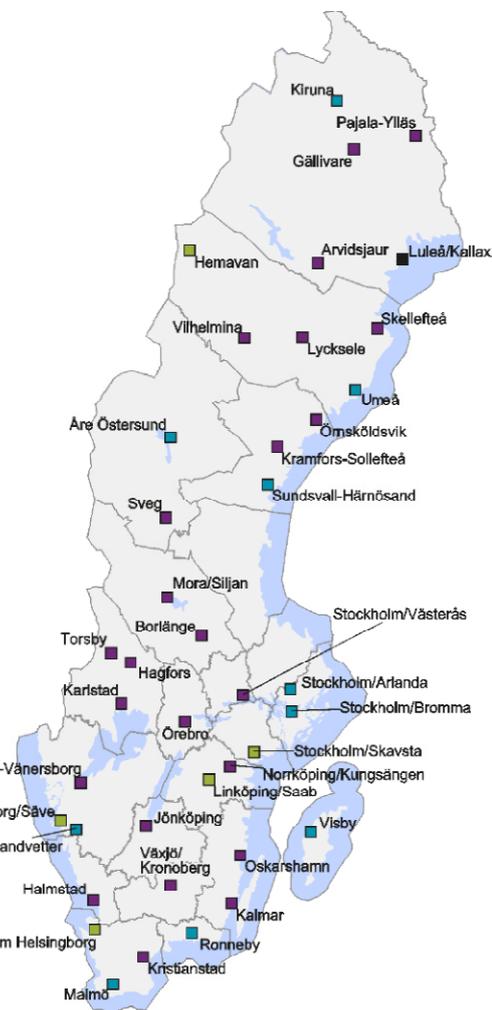
De tio största flygplatserna efter passagerare år 2012 (miljoner)



Passagerare på svenska flygplatser med linjefart och chartertrafik 1960–2012



Driftsform  
 ■ Statlig flygplats  
 ■ State-owned airport  
 ■ Kommunal flygplats  
 ■ Municipal airport  
 ■ Privat flygplats  
 ■ Private airport



右上図 旅客数による 10 大空港 (2012 年、単位：百万人)

右下図 スウェーデンの空港の旅客数 (定期便及びチャーター便) の推移 (1960-2012 年、単位：百万人)

鉄道<sup>19, 21</sup>

- ・スウェーデンの鉄道網は16,500kmをやや超えている。うち14,700kmはスウェーデン交通庁（Swedish Transport Administration）が管理する国鉄網である。鉄道網のうち約80%は電化されている。
- ・スウェーデン初の鉄道は1856年、オレブロ（Örebro）とノラ（Nora）の間で開通した。旅客輸送における鉄道の役割はここ数十年で変化し、地域レベルでの移動（regional travel）が最も増加した。電車での通勤通学の可能性により、職場や学校から一層遠い場所に居住するようになった。今日、鉄道貨物の需要も増加している。

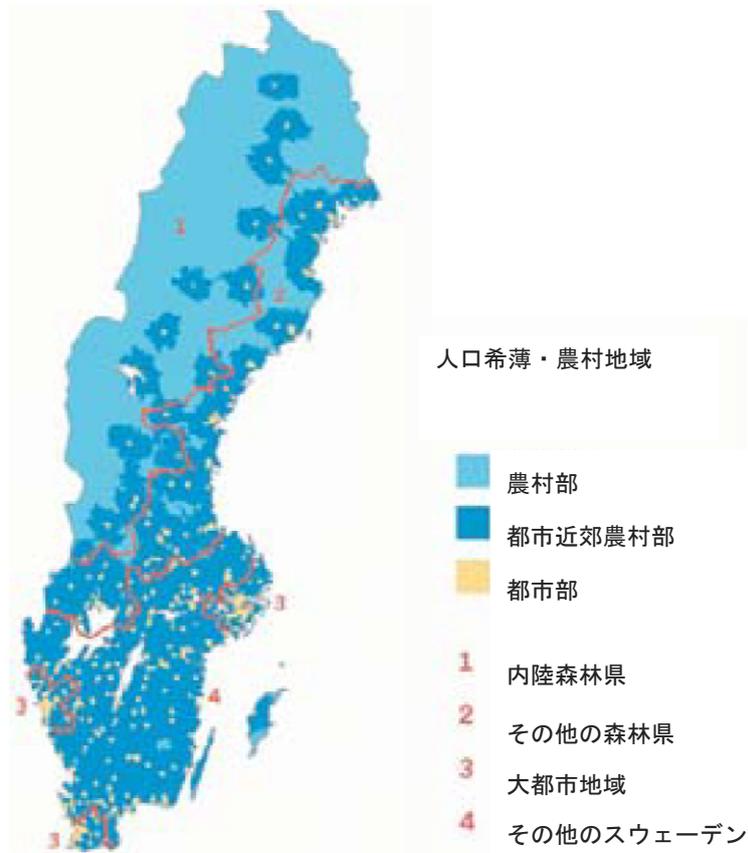
図 国鉄網



(4) 持続可能な国土管理

<p>持続可能な国土管理</p>	<p>人口希薄地域 22, 23</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンランドとともに、スウェーデンはEUの中で最も人口希薄な国であり、人口密度は22人/km<sup>2</sup>に過ぎない。スウェーデンの人口は国土の南部に集中し、北部には極めて人口希薄な地域が大きく広がっている。</li> <li>・農村部（国家農村開発庁の定義により、居住人口3,000人以上が住む都市部以外の地域）に居住する国民は人口比で24%であるが*、農村部居住者の大部分は都市部近郊（居住人口3,000人以上が住む都市部に車で45分以内で行ける地域）に居住し、それより遠方の人口希薄地域に住むのは国民の2%に過ぎない。北部諸県の内陸部では、人口希薄地域が支配的である。 **             <ul style="list-style-type: none"> <li>* スウェーデン統計局の定義によると、農村部（人口200人以上を有する既成市街地以外の地域）に居住するのは国民の16%で、1970年頃から殆ど変化がない。</li> <li>**人口希薄地域はノールランド（北部9県）の内陸部やスヴェアランド（中部6県）の西部に広がり、これらの地域に居住する人口は50万人に満たない。この他、離島など類似の条件不利地域に約3万人が住む。これらの地域は、大部分、人口減少している。</li> </ul> </li> <li>・農村部のなかでも都市部の近郊はわずかな人口増加を示してきたが、北部内陸地域はかなり急速に人口を減少させてきた。ただし、2000年前後からは、人口希薄地域の人口減少率は、それ以前よりも低下しており、その要因の一つには、ストックホルムやヨーテボリに近い島々での人口増加がある。</li> <li>・公民双方の良好な生活サービスは適度な人口がないと維持できない。人口減少が大きい農村部の中には、生活サービス低下が顕著な地域が見られる。1996-2005年の間には、都市部近郊の農村部でもコンビニエンスストアの減少が見られたが、人口希薄エリアではこの期間にコンビニエンスストアが20%減少した*。2003年6月～2004年6月の1年間に唯一残っていたコンビニエンスストアがなくなったエリアが全国で93あったが、そうしたエリアは、北部スウェーデンの中でも最北の諸県が目立った（南部スウェーデンでも41エリアに及んだが）。今日、全国で約20万人の国民は、最寄りの店まで10km以上かけて移動しなければならない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>* これには都市郊外部に立地する大型スーパーが、1996-2005年に40%増加したことも影響している。</li> </ul> </li> <li>・スウェーデン国内の地域間の生活水準格差は、欧州の中では相対的に小さいが、近年の傾向として、スウェーデン国内の地域間格差は拡大している。このため、各地域が、各々固有な状況に基づいて成長ポテンシャルを發揮できるよう、適切な条件を整えることが、今後の地域政策の課題となっている。</li> </ul>
------------------	--------------------------	--

図 スウェーデンの農村地域（国家農村開発庁の定義による）



Ministry of Rural Affairs (2008) Rural Development Programme for Sweden

災害リスク<sup>24</sup>

■森林火災

・スウェーデンの国土の多くは森林であり、大型の森林火災や暴風は木材生産の脅威となる。

■洪水

・殆ど毎年、スウェーデンは洪水被害にみまわれる。

■地滑り

・スウェーデンでは、一定の地域の地盤、地質、自然は、地滑りの影響を受けやすい。地滑りの被害を受けやすい地域に建物が建てられている場合がある。

(5) 国境を越えて広域化した空間政策課題

国境を越えて広域化した空間政策課題 <sup>25</sup>	■デンマークが関係する EU の越境地域協力プログラム (2007-2013)		
	プログラム名	関係国	プログラムの目標/目的
	北海地域 North Sea Region	ベルギー、 デンマーク、 ドイツ、 オランダ、 スウェーデン、 イギリス	<p>プログラムの主な目的は、北海地域を居住、労働、投資にとってより良い地域にすることである。以下の取り組みによって一定の変化を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域全体のイノベーションレベルの全体的な向上</li> <li>● 環境の質の向上</li> <li>● 持続可能で競争力のあるコミュニティの開発</li> </ul> <p>北海地域 2007-13 では、国境を越えた協調に向けた長期の戦略的アプローチを提供することを約束している。このプログラムは複数の国に関するインフラに対する投資を支援できるような協調型プロジェクトを促すものである。それに加え、類似の課題に取り組むプロジェクト同士の相互作用を促し、それによって他プログラム(対象がヨーロッパ、国、地域のいずれであるかにかかわらず)との相補性を生み出すことも目的とされている。</p> <p>また、本プログラムによって、ある地区にとって真に重要な国境を越えた課題に取り組むなかで、必要なだけの資源を蓄えることができる。</p>
	オレスンドーカテガットーサカゲラク Öresund - Kattégatt - Skagerrak	デンマーク、 スウェーデン、 ノルウェー	<p>本プログラムのビジョンは、魅力と競争力を備え、知識集約的な協調と持続可能な開発を特徴とする地域を作ることである。これらは各サブ・プログラムに示された目標の上に築かれるべきとされている。エーレスンドはヨーロッパの中で最も魅力的で競争力のある地域になることを目標とし、カテガットーサカゲラクは高い生活の質を提供する革新的で機能的な国境地域となることを目標としている。</p> <p>プログラムの目標は以下のとおり幅広い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な経済成長を増大させ、EU の地域開発目標に貢献する</li> <li>● 協調と資源の共同利用を促し、それによって物的・体系的に均一な地域に開発していく</li> <li>● 人やビジネスの移動性を高めることで一体化を強める</li> </ul>
	スウェーデン - ノルウェー Sweden - Norway	スウェーデン、 ノルウェー	<p>本プログラム全体の目標は、地域住民・コミュニティのために、国境を越えた協力を通じて地域の魅力と競争力を向上させることである。</p> <p>このプログラムの対象エリアの特徴は、インフラの質と人口分布が不均衡であり、人口減少傾向が強いということである。大半は教育水準が全国平均を下回っており、起業家精神を養う必要がある。従って本プログラムはこの点を課題としているが、同時に公的資源のより良い調整を促すことも目指している。</p> <p>以下に示すプログラムの二つの戦略はこうしたニーズと共通課題に取り組むものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国境を越えた協力が変革力の強化を促すことで、産業とコミュニティの技術・競争力の向上につながる。また、産業と様々な分野の教育・研究機関との間で交流が増える。</li> <li>● 通信および自然・文化環境の国境を越えた発展により、農村・都市開発の手法が向上し、組織・文化間の協調、コミュニティ意識、地域の社会福祉が高められる。</li> </ul>
	中央バルト Central Baltic	エストニア、 ラトビア、 フィンランド、 スウェーデン	<p>中央バルトプログラムの目標は、ビジネスや来訪者にとって魅力が高く人々の居住・労働・投資意欲をかきたてるような、世界的認知度が高く、ダイナミックで、持続的かつ競争力の高い地域を作り上げることである。本プログラムでは、中央バルトエリアを成長と革</p>

		<p>新の場とすることや、より良い環境のための協働、エリア内外からのアクセスの最適化、住民の健康全般と安全への投資、新たな社会経済的課題への対応、文化的連携の促進、エリア内に共通の個性の強化といった側面に対し、今ある力をつぎ込んでいく。</p>
ボトウニア - アトランティカ Botnia - Atlantica	フィンランド、スウェーデン、ノルウェー	<p>本プログラムの対象エリアはスウェーデン・フィンランド間の海を挟んだ国境とノルウェー・スウェーデン間の山岳地帯の国境を含んでおり、インフラの質と人口分布の格差、人口の減少傾向といった特徴を有している。プログラムの全体的な目標は東西軸を強化すること、並びに経済の強化と持続可能な開発に向けた統合・連携の促進である。</p> <p>この国境地域におけるニーズと共通課題に取り組むための戦略は以下二点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の団結を高めるために通信、自然・文化環境、人と人とのつながりを発展させる。</li> <li>● イノベーションとテクノロジーを強化すること、並びに産業とコミュニティのスキルや競争力を向上させることを目的として、国境を越えた協働関係を計画する。</li> </ul>
北部 North	フィンランド、スウェーデン、ノルウェー	<p>本プログラムの対象エリアの特徴としては、人口希薄地帯であり、高齢化が進み、平均居住人口が3.5人/1km<sup>2</sup>ということが挙げられる。地理的には寒冷地かつ遠隔地であるためインフラ・通信の需要が高い一方で、労働市場が大きい地域ではサービスの質の維持に追加コストが必要となっている。</p> <p>このプログラムの全体的な目標は、地域の競争力と団結を高めることである。ラップランドのサブプログラム (Sápmi sub-Programme) として目指しているのはサーミ人の資源を環境調和的で持続可能な方法によって活用し、彼らの文化生活と産業を発展させることである。本プログラムの戦略が取り組むのは、国境地帯の地域間協力を促すための手法や体系を作り上げていくことによりこの地域のニーズと共通課題に対応していくことである。</p>
北部外縁 Northern Periphery	アイルランド、フィンランド、スウェーデン、英国	<p>北部外縁プログラムの対象地は幅広い多様性と多大な自然・文化・人的資源を有するエリアである。プログラムエリアに含まれる地域は条件が似通っており、開発に向けて障害となるものも類似している。協調戦略は、リスボン戦略、ヨーテボリ戦略の目標を達成するための緊密な連携に基づいている。</p> <p>本プログラムが目指すのはヨーロッパの北端に位置する外縁部および遠隔地域が経済・社会・環境の面でその潜在力を引き出す手助けをすることである。これはイノベーション、ビジネスの競争力、アクセスの良さ、持続可能な開発、天然資源、文化遺産といった分野での多国間の協働を通じて実現される。</p>
バルト海地域 Baltic Sea Region	デンマーク、ドイツ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、フィンランド、スウェーデン、ベラルーシ、ノルウェー、ロシア	<p>バルト海地域プログラム全体にかかる戦略的目標は、国境を挟んで存在する様々な能力をつなぐことにより、持続的かつ競争力が高く領域として一体化されたバルト海地域に向けて開発を強化することである。バルト海地域は投資、労働、居住にとってより良い場所になることを期待されている。従って本プログラムはEUのリスボン・ヨーテボリ両戦略を取り入れ、地域の知識集約的な社会経済の競争力を押し上げ、領域的結束の強化を継続することに取り組む。また、本プログラムは、近隣諸国との多国間協力という意味で、EUの対外関係の戦略的目標にも配慮している。</p> <p>本プログラムには、地域全体の能力向上、現状で地域内に存在する社会経済の開発レベルの大きな格差の是正、ならびにバルト海周辺の全ての国に共通する課</p>

			<p>題の解決に取り組むための投資や行動を促進することが期待されている。</p> <p>この運用プログラムの全体的な目標は、南バルト海エリアの競争力向上と住民や組織の一体化を促すために計画された協働型アクションを通じ、エリアの持続可能な開発を強化することである。</p> <p>本プログラムの対象範囲は、5つのEU加盟国の国境地域という地理的にも広大なものである。2004年にEUに加盟した国とそれ以前からの加盟国の間には経済・社会の格差があり、南バルト海エリアの競争力、経済・社会の一体化ならびに全体の持続可能な発展における主要課題となっている。地元コミュニティと統治組織の間に交流を生み出すことにより、国境を挟んだ地域のエリア全体の構造を改善する必要がある。</p>
--	--	--	---

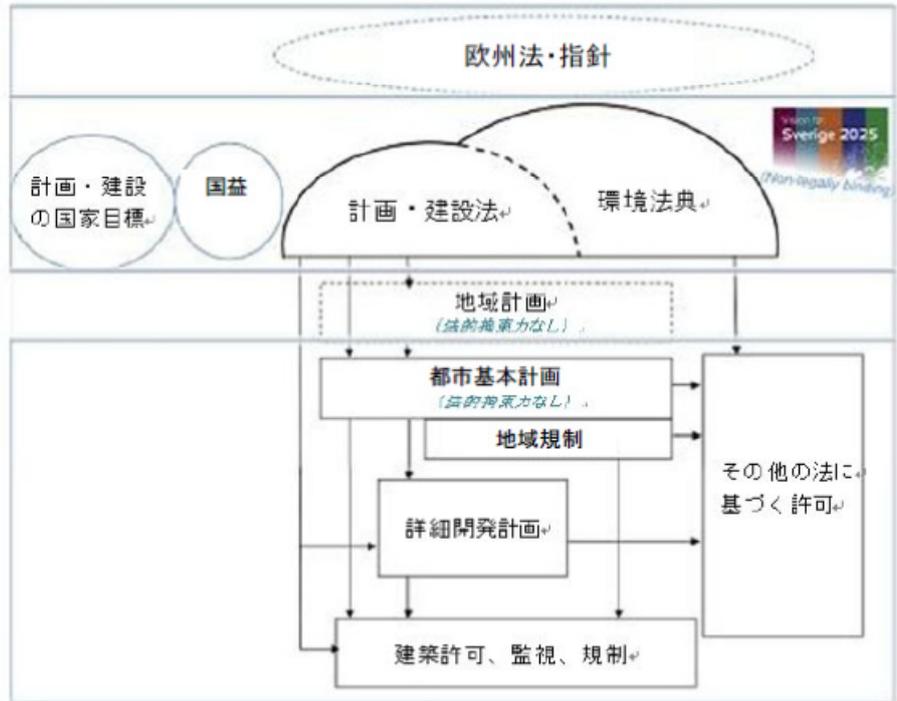
### 3. 計画体系

#### (1) 全計画体系

計画体系	
フィジカルプランニング <sup>10, 27</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデンのフィジカルプランニングは、「市による計画独占」と言われるほど、市の権限が強い。国が市の計画に介入しうるのは、国益が損なわれ、隣接市間の利益の調整が求められるなど、ごく限られた場合のみである。この「市による計画独占」の伝統は、1907年に「都市計画法」が制定されて以降今日まで続くが、その間、国と市の権限の調整に係る数度の制度変更が行われてきた。国益の観点の導入は、そうした制度変更の最たるものであり、これは、1960年代の経済の急成長と工業の拡大への対抗措置として、1965年から議論され始めた国家フィジカルプランニングという概念が結実したものである。この概念を巡る議論は、はじめて国益について規定した1987年の自然資源法と、この法を発展的に包括した1999年の環境法典の制定を以て、終焉した。</li> <li>・ここに、国益とは、生態、歴史的遺産、レクリエーションなど様々な社会的利益にとって、あるいは、農林漁業やトナカイ飼育など特定の産業にとって国家的に重要な地理的範囲をさし示すものである。道路、鉄道、発電所等、将来のインフラ整備が行われる場所も含みうる。こうした国益は、国の各政策部門の担当官庁が述べる。</li> <li>・国益に相当の損傷を与える場合には、提案された土地利用変更が許可されないというのが重要なルールであり、国益に係る場所の重要性と明確な区域設定は、レーン府と市の合意に基づいて、都市基本計画に定められる。ここに、レーン府は、国益に対する全般的な責任を持ち、政府の利益を調整し、それらを都市基本計画作成時に市に伝える役割を有する。</li> <li>・国益のほかに、市の計画に制約を与えるものとしては、環境基準と海岸保護の制度がある。環境基準は、大気、水質、環境騒音について定められており、多くはEUの要求に基づくものである。海岸保護の制度は、海岸の乱開発防止、及び、海岸へのパブリックアクセスと水域レクリエーションの確保を目的に1950年代に導入され、1994年には、生物多様性の確保も目的とするものとなった。この保護制度は、海岸線から100mの土地（300mまで適用拡大される場所もある）と水域に適用され、保護ゾーン内では、建築物の新設や用途変更が認められない（ただし、都市基本計画に基づいて、市が規制の適用除外区域を設けることがある）。</li> <li>・市の計画策定（都市基本計画、詳細開発計画、地域規制）に、国がレーン府を通じて介入しうるのは、①国益が考慮されない、②複数市間の計画に関する問題が調整されない③環境基準が守られない、④海岸の保護の適用除外が紛争を生じさせる、⑤規制あるいは計画建築物が健康・安全・災害・洪水・浸食リスクの問題を生ずる——のいずれかの場合に限られる。</li> <li>・「計画建築法」の規定は、複数市の間都市基本計画を調整するための地域計画を策定することを可能としているが、現実にこの法に基づく地域計画を定めているのは、ストックホルム地域（＝ストックホルム県の範囲）とヨーテボリ地域（ヴェストラ・ヨーランド県の一部の範囲）の2地域のみである。両地域の計画は、策定組織が異なり、前者ではランスティング、後者では市の連合である。計画・建設法が地域計画の主体と規定しているのは市の連合であり、前者は、それと異なる。ストックホルム県を対象とした特別法（1987年のストックホルム県内諸市の地域計画に関する法律）が、ランスティングに地域計画策定の権限を与えているためであ</li> </ul>

る。

図 スウェーデンのフィジカルプランニング体系



資料：住宅・建設・計画庁

地域開発政策 13, 23, 27, 28

■国レベル

- ・企業・エネルギー・通信交通省が作成した「地域の競争力、企業、雇用のための国家戦略 2007-2013」は、スウェーデンを対象とした EU 地域構造基金プログラム（国内全域を 8 ブロックに分割して適用されている）、及び、国家資金による国家構造基金プログラム（EU プログラムに対応した 8 つのブロックの地域計画を伴う）の実施の枠組みとなる政策文書である。また、この国家戦略は、地域開発に関する国の重点づけを示すこと等を通じ、国、地域、市レベルの諸機関が行う地域開発関連業務のための指針を提供することを目的としており、「イノベーションと再生」「技能の供給と改善された労働力の供給」「アクセスの良さと戦略的な国境協力」を、国家戦略の重点に定めている。
- ・この政策文書は、EU が結束政策（地域政策）に従って各国に作成を求めた「国家戦略基準枠組み」（NSRF）のスウェーデン版に該当するものである。

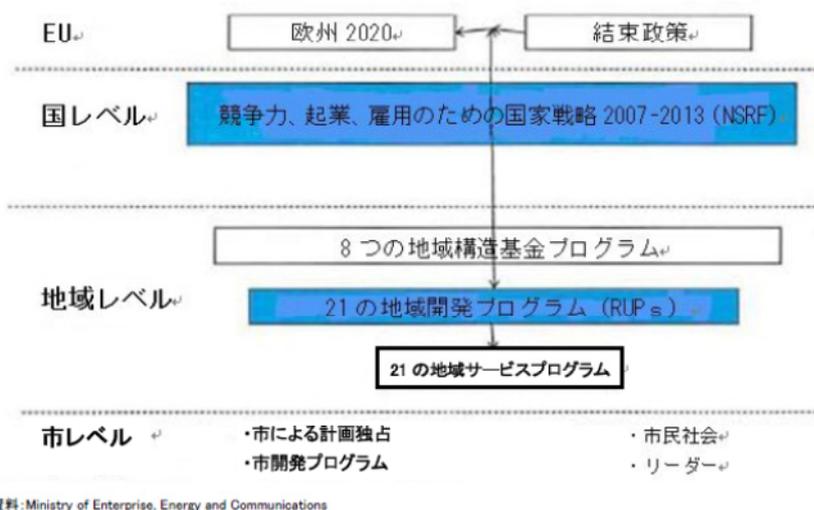
■地域レベル

- ・「地域開発業務に関する政令」に基づき、全ての県は地域開発プログラム（RUP）を作成しなければならない。このプログラムは、レーン府がランスタング、県内の市や企業・組織、関係政府機関と協議して作成する、すなわちレーン府に作成責任があるというのが基本である。しかし、この作成責任は市の連合に移譲することが可能であり、今日、レーン府が責任を保持しているのはわずか 4 県のみである。加えて、その責任を市の連合からランスタング（レジオン）に移した県が 4 あり、さらにいくつかの地域は、ランスタングへの移譲に向けた申請を行っている。
- ・ストックホルム地域の現行地域計画（RUF 2010）は「地域開発計画」と呼ばれ、計画・建設法に基づく地域計画と、「地域開発業務に関する政令」に基づく地域開発プログラム（RUP）の双方に該当するものとして、公式に認められている。このような双方の役割を果たす計画の作成に向けた動きは、スコネ地域（ストックホルム地域、ヨーテボリ地域とともに三大都市地域を構成する）をはじめ、複数の地

域にある。

- ・このように、地域計画や地域開発プログラムを巡る国内各地域での動向は多様であり、「地域計画や地域開発のモデルはひとつもスウェーデンに存在しない」（情報出所 27 中の Göran Jhonson ‘Regional Planning in Sweden’）といった見解が存在する。

図 地域成長政策の主要な戦略とツール



資料：企業・エネルギー・通信省

(2) 国と自治体の計画調整システム

<p>国と自治体の計画調整システム</p>	<p>レーン府の役割<sup>27</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レーン府は、計画プロセスの初期段階で国民の利益に関する責任を有するが、2つ以上の関係市の計画問題の調整を促すことにも責任を有する。レーン府は、また、計画・建設法に述べられた公益と国民の利益を守ることと、市に公益に関する基礎データと助言を与えることに責任を有する。</li> <li>・少なくともレーン府は、総合計画の公開段階もしくは詳細開発計画と地域規制の審議段階に、市及び他の関係者に、レーン府が計画に関する仲裁を行う意図があるかどうか知らせなければならない(ただし、レーン府の介入には前掲の5つの根拠しかない)。レーン府との協力で、うまく機能する計画プロセスとするために、市は初期段階において計画データをレーン府から得なければならない。このようにして、起こりうる紛争は、初期段階において排除あるいは最小化することができる。そして、他の解決策を議論する機会がつくられる。また、同様の問題に関する他の市の経験を活用しうる。</li> </ul>
-----------------------	-----------------------------	--

#### 4. 国土・地域政策に関わる現状の取組

##### (1) 国土政策関係法令・文書

現行主要法令・文書の概要		
環境法典 <sup>29</sup>	概要	<p>■ 枠組み法としての環境法典</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境法典は、一体的な環境法としてはスウェーデンで初めて制定されたものである。その規定は、土地と水、自然保護、動植物の種や環境に害のある活動並びに健康の保護、水の運用、遺伝学工学、化学製品、廃棄物を管理することに関連して定められている。環境法典は、この法典が1999年1月に発効されたことに伴い廃止された15の法令を引き継いでいる。</li> <li>環境法典はそれに関連する条例とともに非常に広範な分野に及んでいる。全部合わせるとこの法典の体系は何千もの条項から成り立っている。環境法典は枠組み法であり、すなわちそこに規定された内容は多様な活動における一般的な制限値を具体的に定めるものでもなければ、様々な利害関係に折り合いを付けるにあたっての詳細に踏み込むものでもない。</li> <li>より具体的な規定を定めるのは多くの場合、スウェーデン環境保護庁（Swedish Environmental Protection Agency）や国立化学検査院（National Chemicals Inspectorate）といった環境関連の中央政府機関が公布する法令である。環境に悪影響を及ぼす活動を行う際には、多くの場合、環境裁判所またはレーン府の許可を得なければならない。ある一定規模の構造物や設備が設立される場合も事前に政府の許可を得なければならない。各基礎自治体の監督機関もまた、国民の健康や環境を被害や損害から守るにあたって重要な役割を担っている。</li> </ul>
	土地の管理に関する規定（第3章、第4章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の管理に関する規定の目的は、土地利用に係る決定がなされる際に優先的に扱われるべき地区、すなわちコミュニティ開発に重大な利益をもたらす地区を特定することである。各規定で示されたそのような利益がある場合、できる限り有害な土地利用の変更から守られるべきとされている。</li> <li>土地の管理に関する規定では保全・利用両方の利益が考慮されている。保全による利益が見込まれる地区、つまり保護されなければならない地区とは、大規模な未開発地、環境的観点から特に傷つきやすい地区、貴重な自然・文化資源を有する地区、レクリエーションの場としてとりわけ価値の高い地区である。</li> <li>活用によって利益が見込まれる地区の事例としては、農林地帯、トナカイ飼育地、農漁村、埋蔵資源のある地区、深水港などの土地固有施設、国防目的で利用されている地区が挙げられる。</li> </ul> <p>■ 国益地区（Areas of national interest）に対する特段の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のような保存・活用による利益を有する地区は、中央政府によって国益地区に指定される場合もある。そうした地区はより強く変更から守られることになる。</li> <li>場合によっては非常に貴重な自然・文化的資源を有する地理的条件を持つ地区もあり、国益地区として環境法典の文中に個別に取り上げられている。こうした地区内においては国益を減ずるおそれのある開発は行えない。法典に指定されているのは次のようなエリアである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 観光やレクリエーションにとって価値のある地区</li> <li>- 自然のままの海岸および充分に開発された海岸</li> <li>- 未開発の山岳地帯</li> <li>- 水力発電に利用されてはならない河川</li> <li>- ストックホルム国立都市公園</li> </ul> <p>■ 地域開発を阻害しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国益に関する規定が適用されるのは非常に広大な地区であることがほとんどである。従ってそれら規定は都市部の開発や地元産業、国防施設、または特定の物質や</li> </ul>

		<p>材料の取り出しを妨げることを目的としているのではない。よってこれら地区における開発に関連した許可申請の手続きは、該当地の近くで代替地を見つけること、並びに規定の目的に沿って適切にプロジェクトを実施することに主眼を置いている。</p>
<p>計画・建設法 30</p>	<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画・建設法は全ての基礎自治体に対し、当該自治体全体を対象とし、物理的環境の長期的開発に向けての道筋となる最新の総合計画を持つことを求めている。</li> <li>・この計画とは、想定される土地利用の基本的特徴、すなわち構築環境をどのように利用・開発するか、国益地区にどう配慮するか、環境の質の基準にどのように従うのかを国・地方の目標を考慮しつつ示すものである。</li> <li>・計画・建設法は居住と建築工事にあたって土地・水の持続可能性をより綿密に検討すること、並びに構築環境の設計を管理することに対して方向を示すものである。</li> <li>・計画・建設法のもとでは一部の建築施策を実行する際に建築許可というかたちでの認可が求められる一方、それに含まれないものに関しては通知が求められる。一部の敷地整備プロジェクトに対しては敷地整備許可が求められ、一部の建物の取り壊しについては取り壊し許可が求められる。</li> <li>・土地および水の利用に関する計画の立案は基礎自治体当局が担当する。計画立案にあたっては、公・民の双方の利益が加味されなければならない。土地利用に関する基礎自治体の決定についてはほとんどの場合レーン府に不服申し立てをすることができ、更に土地・環境裁判所にも申し立てることが可能である。</li> <li>・基礎自治体の計画策定にあたってのレーン府の役割は、中央政府の利益を守り、調整することである。一部のケースにおいては、基礎自治体の計画に対してレーン府が自発的に介入することが可能であり、また、計画の取消を行うことができる。中央政府はレーン府の決定に対する不服申し立てについて検討する責任を負っている。</li> <li>・住宅・建設・計画庁は、構築環境、土地・水域の管理、空間計画、建築と管理、住宅に関する事項を扱う行政機関である。</li> </ul>
<p>スウェーデン 2025<sup>10, 30</sup></p>	<p>位置づけ及び 骨子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィジカルプランニングに関し、国のレベルでは法律、国の設定する目標、国益（national interests）を定めることが重要である。その国の目標として定められたものが「スウェーデン 2025」というビジョンである。このビジョンは計画・建設法との関係性がなく、法的拘束力は有しない。このビジョンは、スウェーデン住宅・建設・計画庁が政府の指示を受けて作成したもので、2012年11月30日、当該庁から政府に提出された。</li> <li>・スウェーデン 2025 が示すのは、2050年までに持続可能な社会としての目標を達成するにあたってスウェーデンが 2025年の時点でどの位置にいないかならなければならないのかということである。まず最初に来るのは空間計画に関する 100 の国家目標である。スウェーデン 2025 は、様々なレベルにおいて持続可能な発展にまつわる開発戦略を議論する際の土台として用いることができる。2025年のスウェーデンでは、地方から国家レベルに至る政治家および役人や中央・地方政府だけでなく、空間計画に関心を持つ多種多様な組織や民間主体にも目を向けている。</li> <li>・スウェーデンは 100 の目標を持っており、各市はその 100 個各々を考慮することは極めて大変な作業である。このため、その作業の指針とすべく、2050年にその 100の目標を達成することを目指した 2025年の未来像を描け」という政府（プランニング関連業務が保健・社会省に移管される前の環境省から）の指令が、住宅・建設・計画庁に対して出された。</li> <li>・2050年という目標年次は、スウェーデンの他の政府機関や EU が環境政策の目標年次に設定しているものに合致している。2025 ビジョンは、2050年に到達するための中間の時点の姿を描いたものになっている。</li> <li>・住宅・建設・計画庁は、ビジョン策定に向け、今後の政策に影響する世界的な潮流を分析した。そして、「グローバルな気候変動」「グローバル化した世界」「都市化</li> </ul>

		<p>した世界」「デジタル化した世界」の4つを大きな影響要素と捉えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年スウェーデンビジョンは以下の内容を盛り込んだ（下図参照）。成長する都市地域の管理／都市内・都市周辺における持続可能な居住環境の創出／小さな町や農村部の持続可能性の向上（過疎化が進む地域をどう取り扱うか）／建築物の持続可能性向上／地域成長のエンジンとしての高等教育の活用／短期のプログラムの長期的な視点からの計画／ホスピタリティ産業の便益向上／航空及び旅行に係る国際交通システムの充実／公共交通の拡充を伴った地域開発／今後の電力の確保／飲料水の確保／海岸・農地。都市の自然の保全</li> <li>・これらの内容は定期的に見直していく。</li> <li>・これらの内容（絵姿）の背景には、環境法典に描かれた「国益」がある。省庁ごとの関心事（＝「国益」）は一覧表になっている。項目は非常に多く、リストは非常に長い。最新の事項としては風力発電が加わった。なお、100の国家目標と「国益」は別のものである。100の国家目標は、交通はこうあるべきというように、比較的抽象的なものである。</li> </ul> 
--	--	---

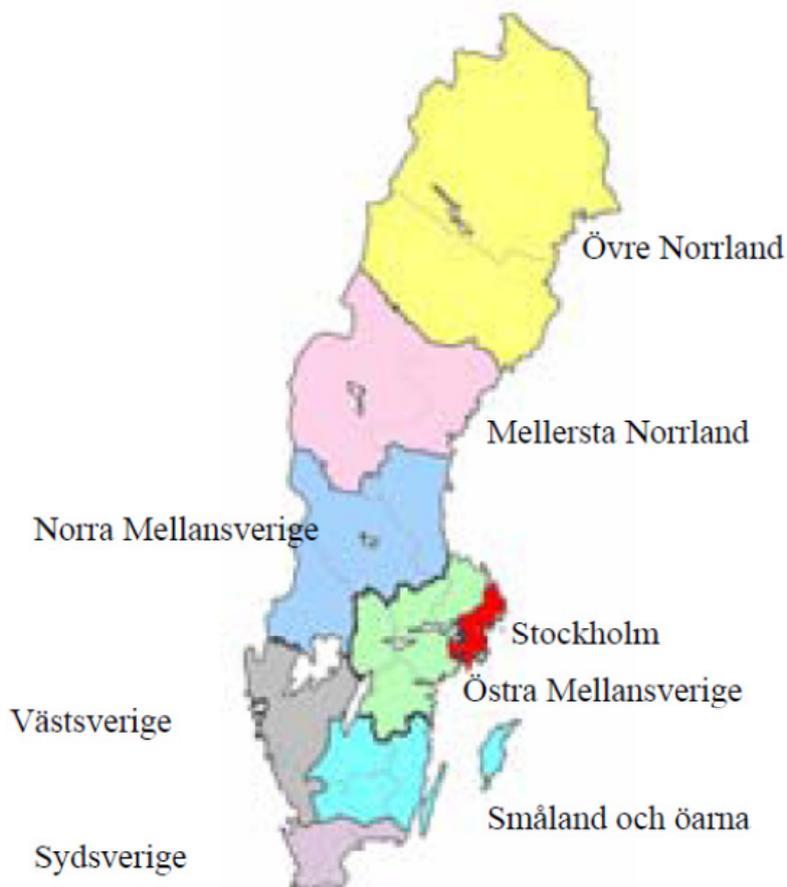
(2) 地域政策関連文書・プロジェクト

<p>地域の競争力、企業、雇用のための国家戦略 2007-2013</p>	<p>概要<sup>31</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の競争力、企業、雇用のための国家戦略 2007-2013 でスウェーデン政府が示しているのは、国家全体の成長が地域・地方発の成長にかかっているということである。従って競争力のある地域というものがスウェーデン全体の競争力にとっても不可欠であり、国家戦略ではスウェーデン全土において競争力のある地域を生み出すことを目標としている。これを達成するために政府は 2007-2013 期における一連の優先分野を設定した。</li> <li>・本国家戦略はスウェーデンにおいて構造基金を実施する土台となるもので、地域成長プログラムおよび国家機関に対して指針を示すものである。</li> <li>・以下五項目が優先事項として国家戦略に挙げられている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. イノベーションと刷新</li> <li>2. スキル向上とより良い労働力の供給</li> <li>3. アクセシビリティ（アクセスのしやすさ）</li> <li>4. 国境を越えた戦略的協調</li> <li>5. スウェーデン北部の人口希薄地域と市の状況</li> </ol> </li> </ul>
---------------------------------------	------------------------	--

<p>目次構成(資料編を除く)<sup>23</sup></p>	<p>1 はじめに</p> <p>1.1 地域開発政策、労働市場政策、およびEU 結束政策</p> <p>2 戦略的重点事項、優先分野、および地域の競争力・起業・雇用のための指針</p> <p>2.1 イノベーションと刷新</p> <p>2.2 スキルの提供とより良い労働力の提供</p> <p>2.3 アクセシビリティ (アクセスのしやすさ)</p> <p>2.4 国境を越えた戦略的な連携</p> <p>2.5 スウェーデン北部の人口希薄地域と市の状況</p> <p>3 地域の競争力、企業、雇用のための戦略 (2007-2013) の実施</p> <p>3.1 地域開発プログラム：県の開発に向けた戦略</p> <p>3.2 地域成長プログラム</p> <p>3.3 地域の競争力と雇用のための構造基金プログラム</p> <p>3.3.1 地域の競争力と雇用のための国家戦略基金 (ESF)</p> <p>3.3.2 地域の競争力と雇用のための地域戦略基金 (ERDF)</p> <p>3.3.3 2007-2013 を対象とした戦略的基金の分配</p> <p>3.3.4 プログラム期間である 2007-2013 の組織体系</p> <p>3.3.5 地域の競争力と雇用のための戦略基金の実施</p> <p>3.3.6 国およびヨーロッパレベルの他の計画・プログラムとの調整</p> <p>3.4 プログラムと領域的な連携</p> <p>3.4.1 国や国境を越えたプログラムの実施</p> <p>3.5 地域の競争力、起業、雇用のためのパートナーシップ</p> <p>3.5.1 地域の競争力、起業、雇用のための国民集会</p> <p>3.5.2 地域の競争力、起業、雇用のためのテーマに沿った権限のグループ分け</p> <p>4 フォローアップと学習</p> <p>5 スウェーデンにおける地域の競争力、起業、雇用にとっていい機会となるもの、またはそれを脅かすもの</p>
<p>特定地域の振興に向けたガイドライン<sup>23</sup></p>	<p>■国・国境を越えたプログラムについてのガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国境を越えて通勤する際、および国境をまたいで営業するビジネスを行う際の障害を最小化する</li> <li>- ビジネス間の国境を越えた協力のためのネットワークを促進する</li> <li>- コミュニティの主要機能へのアクセスを増やすため、国境を越えた協力によって対策を行う</li> <li>- 革新性の高い環境を強化するため、国境をまたいだ緊密な連携を促進する</li> <li>- 北欧の大都市地域の間でコミュニケーションが高まるよう貢献する</li> <li>- バルト海を渡る道路の構想を推進することで、EU 内の輸送の有効性を高め、また外縁地域のアクセスを向上する</li> <li>- 天然資源、文化、文化遺産の持続可能で斬新な利用・開発に向けた国境を越えた協力関係を促進する</li> <li>- バルト海および北海における環境上の課題について緊密な連携を促進する</li> </ul> <p>■北ノールランド (Övre Norrland) および中央ノールランド (Mellersta Norrland) を対象とした地域戦略基金プログラムについてのガイドライン</p> <p>「その他の優先事項」で示されるガイドラインに加え、人口希薄地区における個別案件には以下のものが含まれていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-引き続き、技術・サービスを開発するという観点を含め、基幹産業関連のチャンスを広げていく</li> <li>- 遠隔地をつなぐための方策を生み出す</li> <li>- 観光・旅行業における産業主義的投資を促進する</li> <li>- 研究・開発、技術提供、再生可能エネルギーといった分野において、二つの地域構</li> </ul>

	<p>造基金プログラム間でのテーマごとの連携を促進する</p> <p>■南スウェーデン（Sydsverige）、ストックホルム（Stockholm）、西スウェーデン（Västsverige）を対象とした、地域戦略基金プログラムにおける大都市圏案件についてのガイドライン</p> <p>「その他の優先事項」で示されるガイドラインに加え、大都市圏における個別案件には以下のものが含まれていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国際競争力を有するイノベーションシステムとなる集合体を強化する</li> <li>- 孤立した地区において局所的な開発案件を促進する</li> <li>- 統合性の向上を促進する <ul style="list-style-type: none"> <li>- スウェーデン他都市や他国との連携および経験の共有を奨励する</li> </ul> </li> </ul>
<p>戦略の実施体制<sup>23</sup></p>	<p>・ 国家戦略は、地域の競争力、起業、雇用についての全体像と部門間連携の土台となるものである。地域レベルでは、地域開発戦略が同様の機能を有している。これらは同時に地域成長プログラムの基礎となるべきものであり、それは地域戦略基金プログラム、国家戦略基金プログラムの枠組みに基づく地域計画も同様である。</p> <p>・ 次の図は国家戦略、県の地域開発戦略（RUP）、地域成長プログラム、そして国・地域レベルにおける地域の競争力・雇用のための戦略基金プログラムの関係性を示したものである。これに加え、この体系のもとでプログラムや施策を実施する際に考慮しなければならないヨーロッパ、国、地域、地方の案件・戦略が多数存在する。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A["National strategy for regional competitiveness, entrepreneurship and employment 2007-2013"] --&gt; B["National structural fund programme (ESF) (1)"]     A --&gt; C["Regional structural fund programmes (ERDF) (8)"]     A --&gt; D["Regional plans (8)"]     C --&gt; E["Regional development strategies (RDSs) (21)"]     E --&gt; F["Regional growth programmes (RGPs) (21)"] </pre> </div>
<p>構造基金プログラムの対象地域<sup>23</sup></p>	<p>・ スウェーデンが地域の競争力・起業・雇用を強化するために、欧州社会基金に向けた国家構造基金プログラム、欧州地域開発基金に向けた八つの地域構造基金プログラムが立ちあげられた。欧州地域開発基金と欧州社会基金のイニシアチブの実施にあたっては、基金の運営と支払を担当する機関の緊密な連携を通じて、また、地域レベルの二つの基金に向けた共同構造基金の枠組みのなかで調整が行われる。</p> <p>・ 2007-2013 というプログラムの計画期間においては、スウェーデン全体が地域の競争力と雇用という目的のもと、戦略基金の対象となる。2005年12月に欧州理事会で合意されたスウェーデンへの基金の分配は、地域の競争力と雇用に関連するものが約130億スウェーデン・クローナ（SEK）、領域協力に関連するものが約20億SEKとなっている。地域の競争力と雇用に対して分配された基金をまとめると、欧州地域開発基金が約74億SEK、欧州社会基金が55億SEKとなる。</p>

・労働市場政策は経済政策の中心であり、また経済政策と一体をなすものであって、国家的な重点事項に基づいて立案されている。労働市場政策はEUの雇用戦略と欧州社会基金（ESF）に充分沿ったものとなっており、また、それらと同じ出発点に基づいているものもかなりある。また、その背景には計画期間を2007-2013とする国家戦略基金プログラムがある。地域の競争力と雇用のための国家戦略基金プログラム（ESF）はスウェーデン全土におよぶものである。提案された国家戦略基金プログラムはスウェーデンの行政府によって立案され、政府による承認ののち欧州理事会に提出される。



図：欧州地域開発基金（ERDF）による基金の分配（百万スウェーデン・クローナ）

地域プログラム	計
北ノーランド（Övre Norrland）：ノールボッテン県、ヴェステルボッテン県	1,922
中央ノーランド（Mellersta Norrland）：イエムトランド県、ヴェステルノーランド県	1,399
中北部スウェーデン（Norra Mellansverige）：イエヴレボリ県、ダーラナ県、ヴェルムランド県	1,545
ストックホルム：ストックホルム県	297
中東部スウェーデン（Östra Mellansverige）：ウプサラ県、セーデルマンランド県、エレブルー県、ヴェストマンランド県、エステリェータランド県	641
西スウェーデン（Västsverige）：ヴェストラ・イエータランド県、ハッランド県	503
スモーランドおよび島しょ群（Småland och öarna）：カルマル県、クロノベリ県、ヨンショーピング県、ゴットランド県	534
南スウェーデン（Sydsverige）：スコーネ県、プレーキング県	559

<p>アトラクティブ・スウェーデン」 (スウェーデンを魅力的な国にするプログラム)<sup>28</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域発展政策で如何に魅力を増すか、大臣の発意で、「アトラクティブ・スウェーデン」というプロジェクトが012年春に始まった。2014年5月までの2年間のプロジェクトである。</li> <li>・このプロジェクトの特徴は、地域発展の捉え方を、経済発展だけでなく、住宅環境その他まで広げている点にある。スウェーデンが、そこで成長し、生活し、就労するのに世界一の国になる、というのが目標である。そこに住む市民や自治体が皆協力し、地域が魅力的になることを目指している。「成長」の概念には経済活動、「暮らす」には観光産業も関わる。</li> <li>・何を以て魅力的と言うのか、企業・エネルギー・通信交通省(企業省)は、その要因として、インフラ、良いサービス(店、児童ケア等)、良い雇用があること(職に近いこと)が重要と考えた。また、住むのに魅力的ということには、例えば自然に近いこと、社会的な受容性(ようこそいらっしゃいました、と受け入れること)も重要と考えた。</li> <li>・このような検討に基づいて、政府は「コマーシャル・サービス」「文化・市民社会」「デジタルの容量と使いやすさ」「文化的・創造的産業、目標、経験」「居住環境」5つを、魅力の要素と考えた。</li> <li>・コマーシャル・サービスというのは、例えば、食料品やガソリンスタンドが近くで買えるかといったことであるが、スウェーデンでは、地域により、それらを買える場所から非常に遠いところがある。そういう地域は、政府が金を資金投入し援助しなければならない。例えばスポーツ活動の場への距離、教会への距離など、文化的な活動への距離も考えなければならない。</li> <li>・魅力的な住環境には、ブロードバンド環境がしっかりしていることも重要である。</li> <li>・文化的な要因として、作家・芸術家がそこで創作する環境、観光客がそこで活動する環境をつくりだすことも重要である。</li> <li>・住環境を魅力的にするには、安全で美しいこと、特にスウェーデンでは水辺に近いところに暮らせることが重要である。</li> <li>・「アトラクティブ・スウェーデン」の取り組みには、企業省の職員の1/3が関わっている。</li> <li>・このプロジェクトは、政府が他のアクターと話す、重要なコミュニケーションのプロジェクトである。企業省は、その対話の場づくりに取り組んでいる。このプロジェクトは日々発展しており、様々なアクターと会合をするたびに新しいアイデアがどんどん広がっている。</li> <li>・このプロジェクトに取り組み始めた早い段階で、ローカルレベルに良い成功例がたくさんあることに気づき、それを広めることが大事だと企業省は認識した。この目的のため、ブログを開設し、皆が事例を紹介しあい、どのようにすればアトラクティブになるか話し合えるようにした。これまでに35例が掲載されている。プロジェクト期間が終了するまでに、以降10年の計画が立てられるような経験が集まることを期待している。ハンドブックやガイドライン文書の作成も検討している。</li> <li>・アトラクティブ・スウェーデンで最初から考えていたのは、田舎も都市も魅力的にすることだったが、実際に進めるうちに田舎のほうが主流になってきた。ただし、田舎と同じような問題は、規模は違うがストックホルム郊外部にも存在する。</li> <li>・農務省が「食の国・スウェーデン」という取り組みを行っており、これとアトラクティブ・スウェーデンとは、省庁を超えて連携がうまくいっている。</li> </ul>
<p>農村部や人口希薄地域の地域振興への取り組み<sup>22, 23, 32</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の競争力、企業、雇用のための国家戦略2007-2013」は、地域間格差が拡大しつつある状況を課題と認識し、北部スウェーデン特有の状況を踏まえた振興を促したいとの政府の意向を表明するとともに、それらの地域を振興するための書ドレインを示した(詳細前掲)。一方、この戦略文書は、農村部に特有の経済的・社会的・環境的発展条件を踏まえた戦略は、主に「農村開発プログラム」(2007-2013)で取り扱うべきものとしている。</li> </ul>

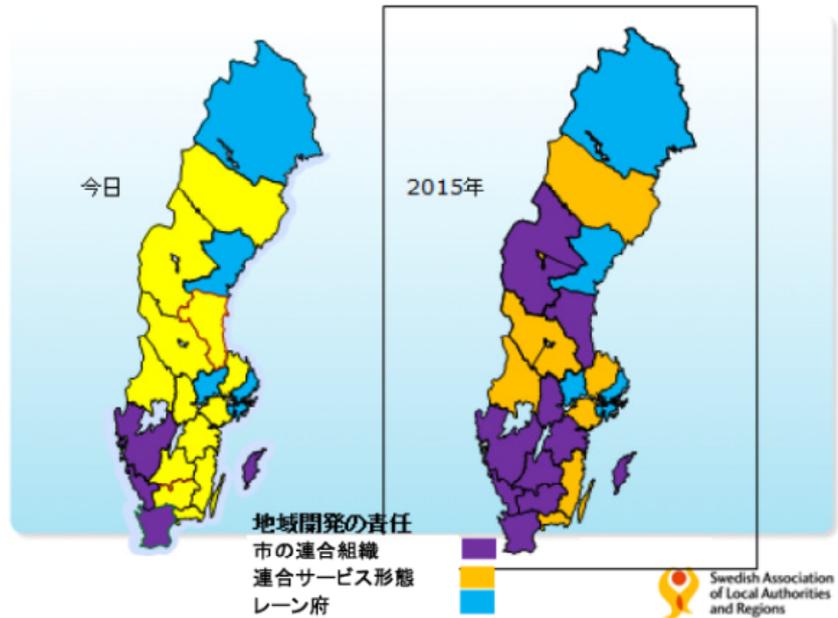
- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・「スウェーデン農村開発プログラム2007-2013」には、地域開発のためのイニシアチブが含まれ（たとえば、農村部における農林企業、食品産業、スモールビジネスの競争力、起業、成長、技術革新について）、これらは、農村部に存する産業の競争力強化と同時に、農村部の産業の多様化を促すことにより、地域の所得創出や雇用の機会を増進することをめざしている。また、持続可能な農村部の自然資源活用に寄与することも企図されている。「リーダー・プラス共同体イニシアティブ」(Leader+ Community Initiative) など、EU の農業政策との連動も図られている。</li><li>・島嶼部を対象としたローカルイニシアチブや、サーミ地域（スカンジナビア半島北部ラップランド及びロシア北部コラ半島に居住する先住民族サーミ人の活動地域）の開発（トナカイ産業を含む）なども、基本的に農村開発プログラムの対象とされている。なお、サーミ地域では、サーミ人の課題認識が反映されるよう、農村開発プログラムの実施戦略作成の責任がサーミ議会（サーミ人のために政治を行う機関で、議員数は31名、4年毎に改選）にある（他地域ではランスタングがその役割を担う）。</li></ul> |
|--|---|

### (3) リージョンレベルの行政制度改革

#### 広域行政行政制度改革の動向<sup>13</sup>

- ・広域行政システムのあり方について、スウェーデンでは長い期間議論されてきた。例えば、ランスティングの役割をレーン府に統合すべきか、逆にランスティングに統合すべきか、という議論があった。1997年、レーン府の業務をランスティングに実施させる実験がスコーネとヴェストラ・ヨータランドで開始され、その結果として、今日のスコーネ・レジオン（従前の2つのランスティングを統合）、ヴェストラ・ヨータランド・レジオン（3ランスティングを統合）が誕生し、同時に地域開発の業務が国からレギオンに移譲された。これらのふたつのレギオンの長は直接選挙で選ばれる。今日、これら2地域に加え、ハランドとゴットランドも同様の選挙形態を採るレギオンとなり、地域開発業務も移譲されている。（下左図の紫色部分がこれら4地域）
- ・今日、地域開発の権限を、直接首長が選ばれるレギオンでなく、市の連合組織が担っている県も多くある（下左図の黄色部分）。一方、選挙民とは直接関係がない国の出先であるレーン府が地域開発を担っているのは、今日、ストックホルムを含め、4県だけある（下左図の青色部分）。

図 地域開発の責任の所在による地域類型

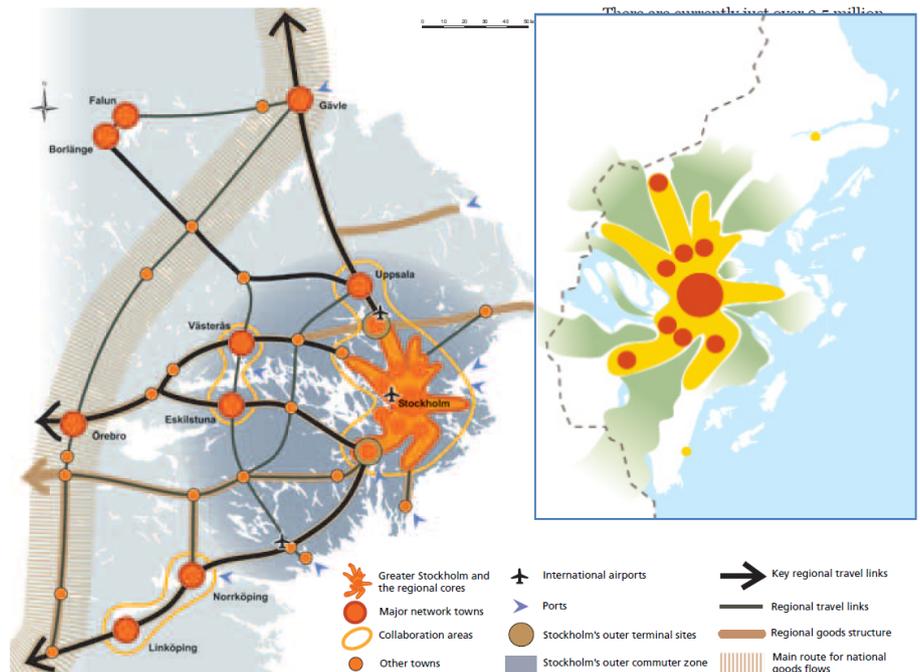


資料: Swedish Association of Local Administration and Regions (スウェーデン語 PPT を和訳)

#### (4) 地域計画の事例

<p>ストックホルム地域の地域計画 27, 32, 33</p>	<p>作成史及び現行計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム県には 26 の市があり、200 万人超の人口が住む。この地域では、地域計画が 6 度作成されてきた（1958、1973、1978、1991、2001、2010 の各年）。</li> <li>・ストックホルム県を対象地域とする現行地域計画（RUFSS 2010）は「地域開発計画」と呼ばれ、計画・建設法に基づく地域計画と、「地域開発業務に関する政令」に基づく地域開発プログラム（RUP）の双方に該当するものとして、公式に認められている。</li> <li>・RUFSS 2010 は、地域の 250 以上の関係組織（市、周辺の県、政府機関、産業団体、市民団体等）との協議を経て作成されたものである。計画の目標年次は、① 2050 年（スウェーデン中東部の空間構造形成の目標年次）、② 2030 年（この計画の公式の目標年次、また、各市の都市基本計画の計画期間との関連を考慮した年次）、③ 2020 年（インフラ整備や構造基金プログラムに関わる国の投資計画との関連性を考慮した年次）——の 3 時点である。</li> <li>・RUFSS 2010 は、経済開発とフィジカルな開発の双方の課題に対する総合的アプローチを採用したことに特徴がある。経済的・生態的・社会的・文化的に持続可能な地域づくりを行うこと、及び、アクセスのしやすさとイノベティブな環境に重点を置いて地域の成長性を高めることを目指している。</li> <li>・ストックホルムの都心部を核とする通勤・通学圏（共通の就労・住宅・教育・産業市場を形成する「機能エリア」）がストックホルム県を超えて広がっていることから、従前の計画より、スウェーデン中東部（7 県で構成）全体への注目度を高めていることがひとつの特徴である（中東部の現在の人口は約 350 万人）。</li> <li>・スウェーデン中東部への関心を強めつつも、計画の主対象は、ストックホルム県の範囲である。2030 年までに 30～50 万人と予測される人口増加分は、既成市街地の近隣に誘導し、公共交通でアクセス可能な高密度な都市環境を形成することを目指している。地域の国際競争力向上、スウェーデン中東部の結びつき強化、交通部門による環境負荷の軽減といった観点から公共交通の充実を重視するとともに、ダイナミックで魅力的に地域を発展される成長の核として、ストックホルム都心部以外に、8 つの都市拠点を育成するものとしている。</li> </ul>
----------------------------------	---------------------	--

図 2050年を展望したスウェーデン中東部の開発像とストックホルム県内の都市拠点（右上）



計画書の構成  
33

以下に戦略、計画目標、取り組みの大枠を示します。これが私たちのやろうとしていることです！

1. ストックホルム地域はヨーロッパで最も魅力的な大都市地域に！
2. 現況、計画目標、取り組み
  - 2:1 現況
  - 2:2 教育・交通・住宅部門の持続可能な能力・収容力と質を増大・向上させる
  - 2:3 刷新のためのアイデアと能力を開発する
  - 2:4 将来のニーズに足りるだけの資産の保護
  - 2:5 高密度・多極的な地域の開発
  - 2:6 結束の強化
  - 2:7 個人の成長力を引き出す
3. 地域の構造
4. 達成目標と持続可能な発展への取り組み
5. 環境アセスメント（RUFSS2010 のため個別に編成したもの）
  1. 計画の一般的性質
  2. 環境要素がどのように RUFSS2010 に組み込まれてきたか
  3. 協議会や展示会から得られた視点がどのように考慮されたか
  4. 検討された構造上の代替案
  5. 構造上の代替案に対して最終案が選ばれた理由
  6. 環境への大きな影響に対するフォローアップ
  6. 実施とフォローアップ
  7. 見直しと決定

(4) 国土政策関連図

国土政策関連

地域計画<sup>33</sup>

図 ストックホルム地域計画 (RUFS 2010) : 土地利用

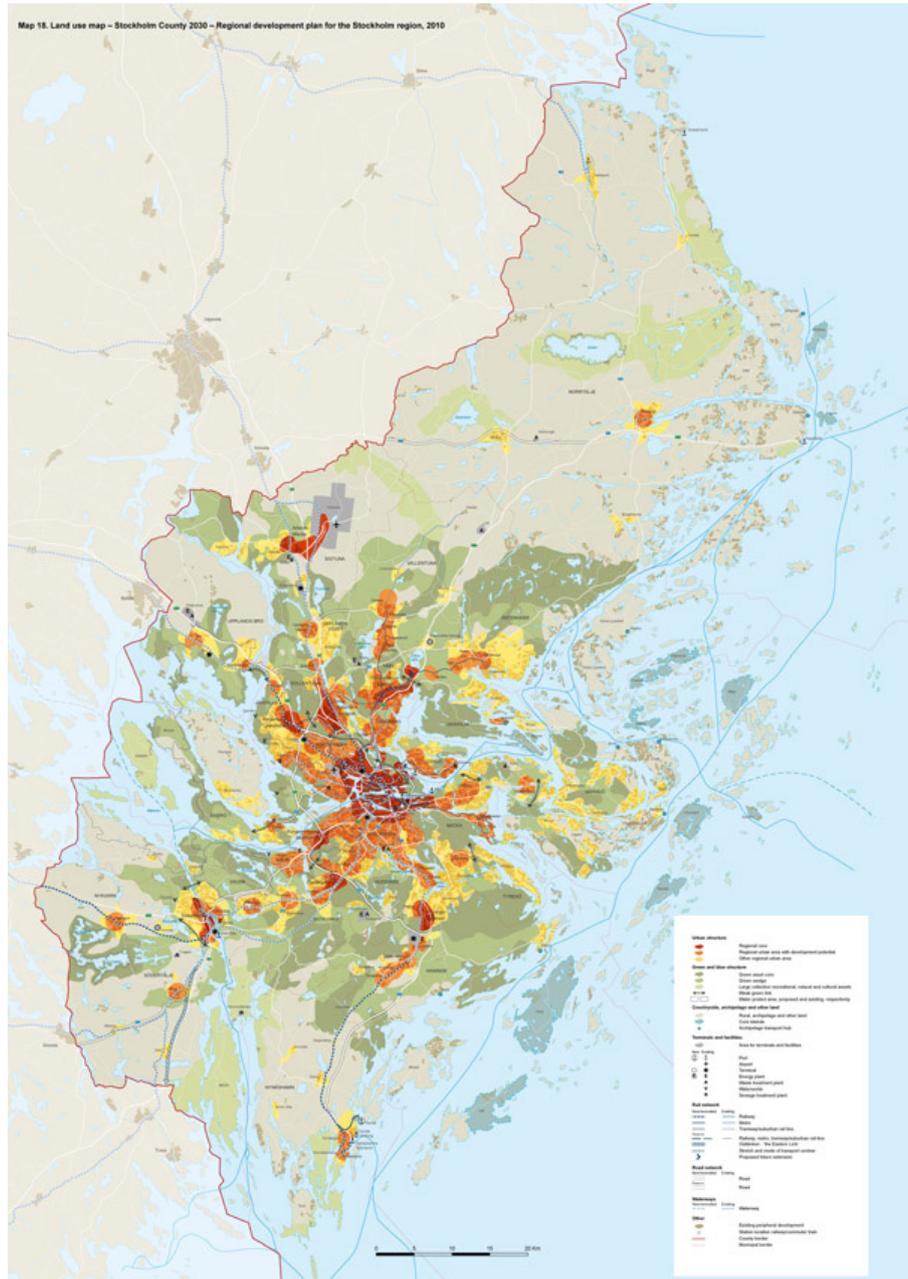


図 RUF5 2010：地域の緑の骨格



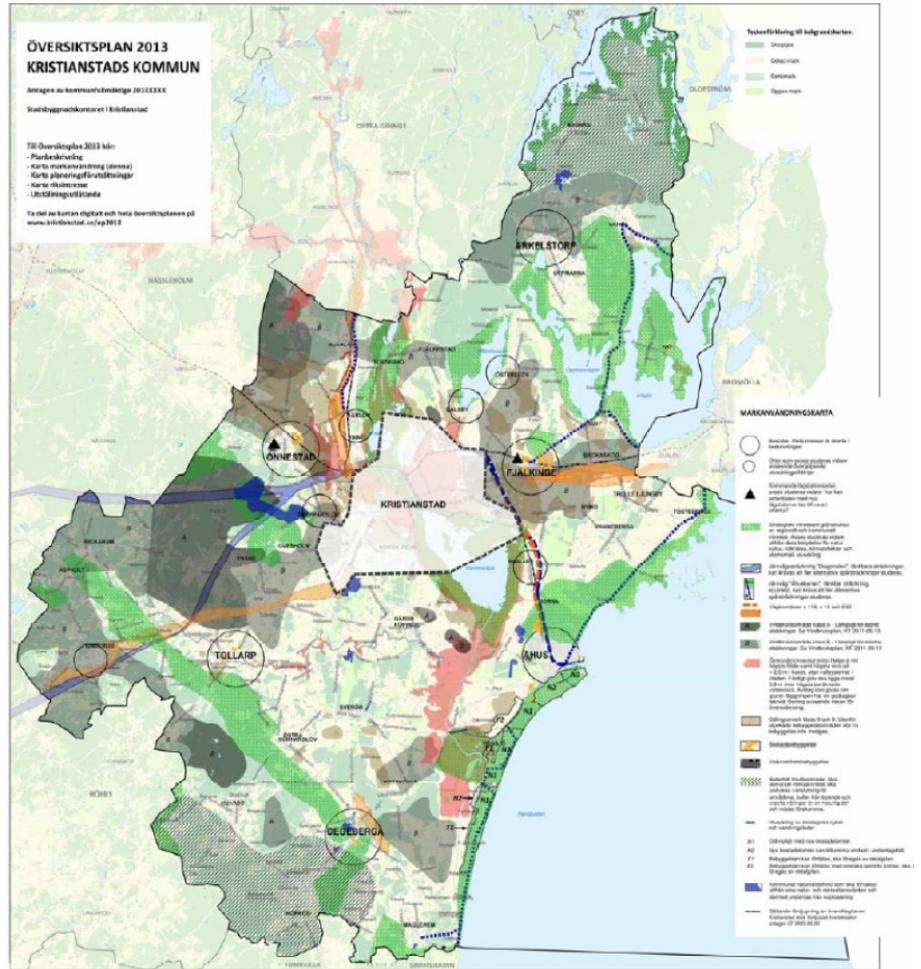
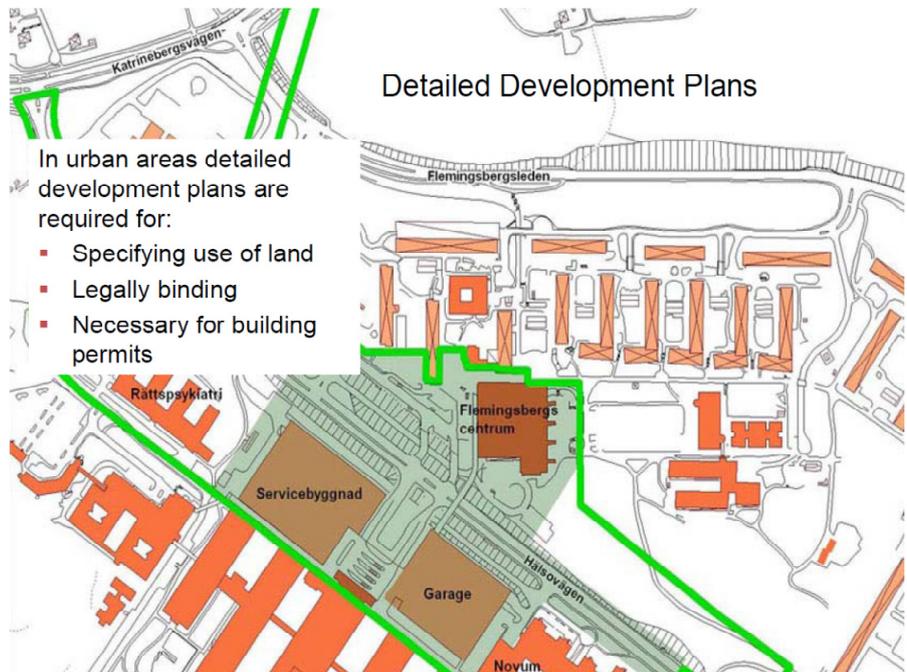


図 詳細開発計画 (例)



5. 地域別主要データ

地域別主要データ																																																																																																	
土地利用 <sup>35</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th colspan="4">2012</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">変数</th> <th rowspan="2">地域総面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">国土に占める 割合 (%)</th> <th colspan="2">都市形態</th> </tr> <tr> <th>都市間の広域 連携</th> <th>人口集中比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>大都市地域</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>407339.7</td> <td>..</td> <td>..</td> <td>..</td> </tr> <tr> <td>ストックホルム</td> <td>7106.9</td> <td>1.74</td> <td>3</td> <td>74.41</td> </tr> <tr> <td>ヨーテボリ</td> <td>3850.2</td> <td>0.95</td> <td>1</td> <td>56.21</td> </tr> <tr> <td>マルメ</td> <td>3468.5</td> <td>0.85</td> <td>2</td> <td>58.77</td> </tr> </tbody> </table>	年次	2012				変数	地域総面積 (km <sup>2</sup> )	国土に占める 割合 (%)	都市形態		都市間の広域 連携	人口集中比率 (%)	<b>大都市地域</b>					スウェーデン	407339.7	..	..	..	ストックホルム	7106.9	1.74	3	74.41	ヨーテボリ	3850.2	0.95	1	56.21	マルメ	3468.5	0.85	2	58.77																																																											
	年次	2012																																																																																															
	変数	地域総面積 (km <sup>2</sup> )	国土に占める 割合 (%)	都市形態																																																																																													
				都市間の広域 連携	人口集中比率 (%)																																																																																												
	<b>大都市地域</b>																																																																																																
	スウェーデン	407339.7	..	..	..																																																																																												
	ストックホルム	7106.9	1.74	3	74.41																																																																																												
ヨーテボリ	3850.2	0.95	1	56.21																																																																																													
マルメ	3468.5	0.85	2	58.77																																																																																													
人口 <sup>34</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変数</th> <th colspan="7">総人口</th> </tr> <tr> <th>年次</th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>地域</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>9047752</td> <td>9113257</td> <td>9182927</td> <td>9256347</td> <td>9340682</td> <td>9415570</td> <td>9482855</td> </tr> <tr> <td>ストックホルム</td> <td>1889945</td> <td>1918104</td> <td>1949516</td> <td>1981263</td> <td>2019182</td> <td>2054343</td> <td>2091473</td> </tr> <tr> <td>中東部スウェーデン</td> <td>1518077</td> <td>1524509</td> <td>1534529</td> <td>1545587</td> <td>1558292</td> <td>1569248</td> <td>1578097</td> </tr> <tr> <td>スモーランドおよび島しょ群</td> <td>800054</td> <td>802247</td> <td>805353</td> <td>807871</td> <td>810066</td> <td>811611</td> <td>812948</td> </tr> <tr> <td>南スウェーデン</td> <td>1320160</td> <td>1335936</td> <td>1351257</td> <td>1367017</td> <td>1383653</td> <td>1396556</td> <td>1405912</td> </tr> <tr> <td>西スウェーデン</td> <td>1814323</td> <td>1827143</td> <td>1838691</td> <td>1851702</td> <td>1866283</td> <td>1879781</td> <td>1892328</td> </tr> <tr> <td>中北部スウェーデン</td> <td>825037</td> <td>824853</td> <td>825000</td> <td>825149</td> <td>825931</td> <td>826820</td> <td>825431</td> </tr> <tr> <td>中央ノーランド</td> <td>370764</td> <td>370998</td> <td>370386</td> <td>370269</td> <td>369708</td> <td>369316</td> <td>368454</td> </tr> <tr> <td>北ノーランド</td> <td>509392</td> <td>509467</td> <td>508195</td> <td>507489</td> <td>507567</td> <td>507895</td> <td>508212</td> </tr> </tbody> </table>	変数	総人口							年次	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	<b>地域</b>								スウェーデン	9047752	9113257	9182927	9256347	9340682	9415570	9482855	ストックホルム	1889945	1918104	1949516	1981263	2019182	2054343	2091473	中東部スウェーデン	1518077	1524509	1534529	1545587	1558292	1569248	1578097	スモーランドおよび島しょ群	800054	802247	805353	807871	810066	811611	812948	南スウェーデン	1320160	1335936	1351257	1367017	1383653	1396556	1405912	西スウェーデン	1814323	1827143	1838691	1851702	1866283	1879781	1892328	中北部スウェーデン	825037	824853	825000	825149	825931	826820	825431	中央ノーランド	370764	370998	370386	370269	369708	369316	368454	北ノーランド	509392	509467	508195	507489	507567	507895	508212
	変数	総人口																																																																																															
	年次	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																									
	<b>地域</b>																																																																																																
	スウェーデン	9047752	9113257	9182927	9256347	9340682	9415570	9482855																																																																																									
	ストックホルム	1889945	1918104	1949516	1981263	2019182	2054343	2091473																																																																																									
	中東部スウェーデン	1518077	1524509	1534529	1545587	1558292	1569248	1578097																																																																																									
	スモーランドおよび島しょ群	800054	802247	805353	807871	810066	811611	812948																																																																																									
	南スウェーデン	1320160	1335936	1351257	1367017	1383653	1396556	1405912																																																																																									
	西スウェーデン	1814323	1827143	1838691	1851702	1866283	1879781	1892328																																																																																									
	中北部スウェーデン	825037	824853	825000	825149	825931	826820	825431																																																																																									
中央ノーランド	370764	370998	370386	370269	369708	369316	368454																																																																																										
北ノーランド	509392	509467	508195	507489	507567	507895	508212																																																																																										
経済的特性 <sup>34</sup> 一人当たり GRDP(2005 年名目値)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変数</th> <th colspan="6">地域の GDP</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th colspan="6">Millions of US \$ constant PPP, constant (real) prices (year 2005)</th> </tr> <tr> <th>年次</th> <th>2000</th> <th>2002</th> <th>2004</th> <th>2006</th> <th>2008</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>地域</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>258540.14</td> <td>268227.64</td> <td>286195.53</td> <td>307871.02</td> <td>316222.16</td> <td>320267.03</td> </tr> <tr> <td>ストックホルム</td> <td>73333.99</td> <td>75792.6</td> <td>81724.16</td> <td>87846.59</td> <td>91932.97</td> <td>95020.3</td> </tr> <tr> <td>中東部スウェーデン</td> <td>37156.72</td> <td>39077.62</td> <td>41144.78</td> <td>44261.57</td> <td>45102.33</td> <td>45493.89</td> </tr> <tr> <td>スモーランドおよび島しょ群</td> <td>20954.22</td> <td>21598.7</td> <td>22795.72</td> <td>24035.06</td> <td>25103.78</td> <td>24096.31</td> </tr> <tr> <td>南スウェーデン</td> <td>34018.79</td> <td>35245.49</td> <td>37098.62</td> <td>39901.32</td> <td>40730.76</td> <td>41151.02</td> </tr> <tr> <td>西スウェーデン</td> <td>49221.59</td> <td>51267</td> <td>55155.17</td> <td>59849.08</td> <td>60510.07</td> <td>60483.36</td> </tr> <tr> <td>中北部スウェーデン</td> <td>20967.72</td> <td>21343.23</td> <td>22729.95</td> <td>24126.04</td> <td>24313.17</td> <td>24171.37</td> </tr> <tr> <td>中央ノーランド</td> <td>9977.74</td> <td>10351.77</td> <td>10777.98</td> <td>11260.17</td> <td>11628.41</td> <td>12223.92</td> </tr> <tr> <td>北ノーランド</td> <td>12909.37</td> <td>13551.24</td> <td>14769.17</td> <td>16591.19</td> <td>16900.68</td> <td>17626.87</td> </tr> </tbody> </table>	変数	地域の GDP						単位	Millions of US \$ constant PPP, constant (real) prices (year 2005)						年次	2000	2002	2004	2006	2008	2010	<b>地域</b>							スウェーデン	258540.14	268227.64	286195.53	307871.02	316222.16	320267.03	ストックホルム	73333.99	75792.6	81724.16	87846.59	91932.97	95020.3	中東部スウェーデン	37156.72	39077.62	41144.78	44261.57	45102.33	45493.89	スモーランドおよび島しょ群	20954.22	21598.7	22795.72	24035.06	25103.78	24096.31	南スウェーデン	34018.79	35245.49	37098.62	39901.32	40730.76	41151.02	西スウェーデン	49221.59	51267	55155.17	59849.08	60510.07	60483.36	中北部スウェーデン	20967.72	21343.23	22729.95	24126.04	24313.17	24171.37	中央ノーランド	9977.74	10351.77	10777.98	11260.17	11628.41	12223.92	北ノーランド	12909.37	13551.24	14769.17	16591.19	16900.68	17626.87					
	変数	地域の GDP																																																																																															
	単位	Millions of US \$ constant PPP, constant (real) prices (year 2005)																																																																																															
	年次	2000	2002	2004	2006	2008	2010																																																																																										
	<b>地域</b>																																																																																																
	スウェーデン	258540.14	268227.64	286195.53	307871.02	316222.16	320267.03																																																																																										
	ストックホルム	73333.99	75792.6	81724.16	87846.59	91932.97	95020.3																																																																																										
	中東部スウェーデン	37156.72	39077.62	41144.78	44261.57	45102.33	45493.89																																																																																										
	スモーランドおよび島しょ群	20954.22	21598.7	22795.72	24035.06	25103.78	24096.31																																																																																										
	南スウェーデン	34018.79	35245.49	37098.62	39901.32	40730.76	41151.02																																																																																										
	西スウェーデン	49221.59	51267	55155.17	59849.08	60510.07	60483.36																																																																																										
中北部スウェーデン	20967.72	21343.23	22729.95	24126.04	24313.17	24171.37																																																																																											
中央ノーランド	9977.74	10351.77	10777.98	11260.17	11628.41	12223.92																																																																																											
北ノーランド	12909.37	13551.24	14769.17	16591.19	16900.68	17626.87																																																																																											
主要情報源																																																																																																	
国土政策局が過去に実施した主な調査報告書	なし																																																																																																

その他日本国内の情報源		<p>■外務省「各国・地域情勢」  <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html</a></p> <p>■日本貿易振興機構「国・地域別情報 &gt; 欧州 &gt; デンマーク」  <a href="http://www.jetro.go.jp/world/europe/se/">http://www.jetro.go.jp/world/europe/se/</a></p>
国際機関、多国籍開発機関等の情報源		<p>■世界銀行 World Bank「Data &gt; By Country &gt; Denmark」  <a href="http://data.worldbank.org/country/sweden">http://data.worldbank.org/country/sweden</a></p> <p>■アメリカ中央情報局 CIA「The World Factbook &gt; Denmark」  <a href="https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sw.html">https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sw.html</a></p>
各国の機関	国土・地域政策 関係機関	<p>○フィジカル・プラン（都市・地域計画）</p> <p>■保健・社会省 Ministry of Health and Social Affairs  <a href="http://www.government.se/sb/d/2061">http://www.government.se/sb/d/2061</a></p> <p>■スウェーデン住宅・建設・計画庁 Swedish National Board of Housing, Building and Planning  <a href="http://www.boverket.se/Om-Boverket/About-Boverket/">http://www.boverket.se/Om-Boverket/About-Boverket/</a></p> <p>○地域成長（開発）政策</p> <p>■企業・エネルギー・通信交通省 Ministry of Enterprise, Energy and Communications  <a href="http://www.government.se/sb/d/2067">http://www.government.se/sb/d/2067</a></p> <p>■スウェーデン経済・地域成長庁 Swedish Agency for Economic and Regional Growth  <a href="http://www.tillvaxtverket.se/ovrigt/englishpages.4.21099e4211fdb8c87b800017332.html">http://www.tillvaxtverket.se/ovrigt/englishpages.4.21099e4211fdb8c87b800017332.html</a></p>
	統計機関	<p>■スウェーデン統計局 Statistics Sweden  <a href="http://www.scb.se/en_/">http://www.scb.se/en_/</a></p>
	法律情報提供 機関	<p>■スウェーデン政府事務局「スウェーデン法入門」  Government Offices of Sweden 'Introduction to Swedish law'  <a href="http://www.government.se/sb/d/3288/a/53927">http://www.government.se/sb/d/3288/a/53927</a></p>

【情報出所】

- [1] 外務省「各国・地域情勢」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html#01>, 2014年2月23日アクセス
- [2] Central Intelligence Agency, 'The World Factbook', <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sw.html>, 2014年2月23日アクセス
- [3] United Nations Department of Economic and Social Affairs/Population Division, 'World Urbanization Prospects, the 2011 Revision', <http://esa.un.org/unpd/wup/CD-ROM/Urban-Rural-Population.htm>, 2014年2月23日アクセス
- [4] World Bank, 'Data', <http://data.worldbank.org/>, 2014年2月23日アクセス
- [5] Government Offices, 'Government and ministries', <http://www.government.se/sb/d/576>, 2014年2月23日アクセス
- [6] Ministry of Enterprise, Energy and Communications (2012) 'Ministry of Enterprise, Energy and Communications Sweden', <http://www.government.se/content/1/c6/21/73/33/96a08086.pdf>, 2014年2月23日アクセス
- [7] European Commission ホームページ, 'Regional Policy - INFOREGIO', [http://ec.europa.eu/regional\\_policy/index\\_en.cfm](http://ec.europa.eu/regional_policy/index_en.cfm), 2014年2月23日アクセス
- [8] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団によるスウェーデン経済・地域成長庁ヒアリング (2013年11月19日)
- [9] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による保健・社会省ヒアリング (2013年11月18日)
- [10] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による住宅・建設・計画庁ヒアリング (2013年11月21日)
- [11] 財務省財務総合政策研究所 (2006) 『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 報告書』に加筆 (ランディング数の修正等), <http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079.htm>, 2013年9月30日アクセス
- [12] 山崎律子 (2008) 「EUの国土・地域政策(3)ー スウェーデンー」, 人と国土 21, 33(6) (2008年3月)
- [13] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団によるスウェーデン自治体・地域連合ヒアリング (2013年11月20日)
- [14] 松本忠 (2011) 「スウェーデンの地域開発政策と広域政府の再構築の動向」, 人と国土 21, 36(5) (2011年1月)
- [15] Aalto University ホームページ, 'European spatial planning in Sweden', [https://noppa.aalto.fi/noppa/kurssi/a-36.3321/viikkoharjoitukset/A-36\\_3321\\_european\\_spatial\\_planning\\_in\\_sweden.pdf](https://noppa.aalto.fi/noppa/kurssi/a-36.3321/viikkoharjoitukset/A-36_3321_european_spatial_planning_in_sweden.pdf), 2013年10月1日アクセス
- [16] Iván Tosics, Hanna Szemző et al (2010) 'National spatial planning policies and governance typology', <http://www.plurel.net/images/D221.pdf>, 2013年10月1日アクセス
- [17] European Urban Knowledge Network (EUKN) (2002) 'Urban Policy Sweden', <http://www.eukn.org/content.jsp?objectid=155553>, 2013年10月2日アクセス
- [18] Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2010) OECD *Territorial Reviews: Sweden*
- [19] Statistics Sweden (2014) *Transporter och kommunikationer: Transport and communications*, Statistisk årsbok 2014, [http://www.scb.se/Statistik/\\_Publikationer/OV0904\\_2014A01\\_BR\\_12\\_A01BR1401.pdf](http://www.scb.se/Statistik/_Publikationer/OV0904_2014A01_BR_12_A01BR1401.pdf), 2014年2月23日アクセス
- [20] Trafikverket ホームページ, 'Sveriges vägnät', <http://www.trafikverket.se/Privat/Vagar-och-jarnvagar/Sveriges-vagnat/>, 2014年2月23日アクセス
- [21] Trafikverket ホームページ, 'Sveriges järnvägsnät', <http://www.trafikverket.se/Privat/Vagar-och-jarnvagar/Sveriges-jarnvagsnat/>, 2014年2月23日アクセス
- [22] Ministry of Rural Affairs (2008) *Rural Development Programme for Sweden – the period 2007-2013 (New version with minor corrections)*, <http://www.government.se/content/1/c6/08/27/27/ee703769.pdf>, 2014年3月5日アクセス
- [23] Ministry of Enterprise, Energy and Communications (2007) *A national strategy for regional competitiveness, entrepreneurship and employment 2007-2013*, <http://www.government.se/content/1/c6/07/74/17/1fdb10a6.pdf>, 2014年3月5日アクセス
- [24] Swedish Civil Contingencies Agency ホームページ, 'Natural Disaster Risk Reduction in Sweden', <https://www.msb.se/en/Prevention/Natural-Disaster-Risk-Reduction-in-Sweden/>, 2014年3月5日アクセス
- [25] <http://www.eukn.org/content.jsp?objectid=155553>, 2014年3月5日アクセス
- [26] European Commission ホームページ, 'Regional Policy -INFOREGIO: In your Country Programmes', [http://ec.europa.eu/regional\\_policy/country/prordn/index\\_en.cfm?gv\\_pay=SE&gv\\_reg=ALL&gv\\_obj=ALL&gv\\_the=ALL&gv\\_per=2](http://ec.europa.eu/regional_policy/country/prordn/index_en.cfm?gv_pay=SE&gv_reg=ALL&gv_obj=ALL&gv_the=ALL&gv_per=2), 2014年3月5日アクセス
- [27] Lundström, M J, C Fredriksson and J Witzell (2013) *Planning and Sustainable Urban Development in Sweden*.
- [28] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による企業・エネルギー・通信交通省ヒアリング (2013年11月18日)
- [29] Ministry of the Environment (2001) *The Swedish Environmental Code A résumé of the text of the Code and related Ordinances*, <http://www.government.se/content/1/c6/02/05/49/6736cf92.pdf>, 2014年3月6日アクセス
- [30] スウェーデン住宅・建設・計画庁 (Swedish National Board of Housing, Building and Planning) ホームページ, 'Vision för Sverige 2025', <http://sverige2025.boverket.se/>, 2014年3月6日アクセス
- [31] Nilson, J E and AB Jena (2010) EXPEREXPERT EVALUATION NETWORK DELIVERING POLICY ANALYSIS

ON THE PERFORMANCE OF COHESION POLICY 2007-2013: TASK 1: POLICY PAPER ON INNOVATION:  
SWEDEN: VERSION: DRAFT VERSION,

[http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docgener/evaluation/pdf/eval2007/expert\\_innovation/sweden.pdf](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docgener/evaluation/pdf/eval2007/expert_innovation/sweden.pdf), 2014年3月6日アクセス

[32] 「諸外国における多様な主体による地域の課題解決等に向けた国土政策及び地域振興等分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による農務省ヒアリング（2013年11月19日）

[33] Stockholm Counth Council ホームページ, 'RUFS 2010', <http://www.tmr.sll.se/english/RUFS-2010/>, 2014年3月6日アクセス

[34] TStenholm P and J Resmark (2013) 'The Swedish Planning System', 国土交通省国土政策局調査団による住宅・建設・計画庁ヒアリング（2013年11月21日）時のプレゼンテーション資料

[35] OECD ホームページ, 'OECD.StatExtraxts', [http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=REG\\_DEMO\\_TL2#](http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=REG_DEMO_TL2#), 2014年3月7日アクセス

\* 国土面積、人口より算定